

令和4年9月1日提出

令和4年第3回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第75号

令和4年8月25日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

鈴木 成 夫

令和4年第3回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- 認 第 1 号 令和3年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 2 号 令和3年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 3 号 令和3年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 4 号 令和3年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 5 号 令和3年度小金井市下水道事業会計決算の認定について
- 報告第6号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第38号 令和4年度小金井市一般会計補正予算（第5回）
- 議案第39号 令和4年度小金井市一般会計補正予算（第6回）
- 議案第40号 令和4年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 議案第41号 令和4年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 議案第42号 令和4年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第44号 小金井市長期計画審議会条例の一部を改正する条例

- 議案第45号 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第47号 小金井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第51号 令和4年9月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例
- 議案第52号 小金井市立保育園条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 市道路線の認定について
- 議案第55号 市道路線の変更について
- 議案第56号 湖南衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び湖南衛生組合規約の変更について
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 全国市議会議長会定期総会について

令和4年5月25日（水）東京国際フォーラムにおいて開催された。
会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞に続いて、表彰式が行われた。
その後、議事に入り、次の報告を承認し、議案を決定した。

(1) 報 告

ア 一般事務及び会計報告

イ 各委員会報告

(2) 議 案

ア 部会提出議案 27件

イ 会長提出議案 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議
ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議
新型コロナウイルス感染症対策に関する決議
頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復
旧・復興対策等に関する決議
東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

(3) 役員改選

2 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会について

令和4年5月27日（金）書面開催された。

会議の概要は、次の報告を了承し、協議事項について認定又は決定した。

(1) 報 告

ア 会務報告

イ 委員会報告

(2) 協議事項

ア 令和3年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定につ
いて

イ 令和4年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）につ
いて

ウ 役員を選任について

- ・ 会 長 日野市
- ・ 副会長 立川市、東村山市、檜原村
- ・ 監 事 小平市、日の出町
- ・ 理 事 各市町村議会議長

- ・ 第1委員会
 - 委員長 稲城市
 - 副委員長 小平市、羽村市、檜原村
- ・ 第2委員会
 - 委員長 小金井市
 - 副委員長 多摩市、武蔵村山市、立川市
- ・ 第3委員会
 - 委員長 町田市
 - 副委員長 奥多摩町、狛江市、西東京市

エ 総会決議（案）について

3 東京都市議会議長会定例総会について

令和4年5月27日（金）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、各市議長紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告
- イ 関東市議会議長会第2回理事会の会議結果について
- ウ 関東市議会議長会新支部長会議の会議結果について
- エ 第237回東京都都市計画審議会の会議結果について
- オ 全国市議会議長会第227回理事会の会議結果について
- カ 全国市議会議長会各委員会合同会議の会議結果について

(2) 協議事項

- ア 各市提出議案について

4 東京都市議会議長会定例総会について

令和4年8月4日（木）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、立川市議会議長及びあきる野市議会議長紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告
- イ 北方領土の返還を求める都民会議令和4年度第1回理事会及び通常総会の会

議結果について

ウ 公益財団法人東京都区市町村振興協会令和4年度定時評議員会の会議結果について

エ 全国市議会議長会第228回理事会の会議結果について

オ 全国市議会議長会第174回社会文教委員会の会議結果について

カ 東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会の会議結果について

キ 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について

(2) 協議事項

ア 都県提出議案について

イ 北京市・区人民代表大会友好代表团招待事業について

5 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 庁舎等建設に関する協議会

ア 目的 小金井市庁舎等複合施設建設事業の進捗に向け、市議会と市長が意見交換を通じて協議する会議に参加するため

イ 場所 第一会議室

ウ 期 日 令和4年5月26日(木)、令和4年6月3日(金)及び令和4年6月17日(金)

エ 派遣議員 全議員

一部事務組合議会等活動状況報告

- 1 昭和病院企業団議会
選出議員 湯沢綾子議員 たゆ久貴議員

- 2 東京都十一市競輪事業組合議会
選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

- 3 東京都六市競艇事業組合議会
選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

- 4 東京都後期高齢者医療広域連合議会
選出議員 五十嵐京子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和4年5月13日から令和4年8月11日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

令和4年8月3日（水） 令和4年第1回臨時会

2 会議の概要

令和4年8月3日（水） 令和4年第1回臨時会

行政報告3件及び議案3件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 令和3年度公立昭和病院取扱患者実績について
- 2 令和3年度昭和病院企業団病院事業会計収支概況について
- 3 公立昭和病院中期計画（令和5年度～令和9年度）の策定について

以上3件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第4号 昭和病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 公立昭和病院使用条例の一部を改正する条例

議案第6号 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和4年5月13日（金） 令和4年第2回臨時会

2 会議の概要

令和4年5月13日（金） 令和4年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には与座武氏（武蔵野市選出）、副議長には渡辺純也氏（昭島市選出）を選出した。

第8号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）の選任につき同意を求めることについて

木村徳氏（国分寺市選出）を選任することに同意した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和4年5月13日（金） 令和4年第2回臨時会

2 会議の概要

令和4年5月13日（金） 令和4年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案2件を審議した。

議長には鈴木宗貴氏（調布市選出）、副議長には斎藤康夫氏（小金井市選出）を選出した。

第6号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）の選任につき同意を求めることについて

福安徹氏（八王子市選出）を選任することに同意した。

第7号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

伊藤栄敏氏（調布市副市長）を選任することに同意した。

東京都後期高齢者医療広域連合議会活動報告

1 広域連合議会開催状況

令和4年7月28日（木） 第1回臨時会

2 会議の概要

令和4年7月28日（木） 第1回臨時会

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を実施した。

選挙第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙
池田ともりのり氏（千代田区選出）を選出した。

広域連合長提出議案7件及び議員提出議案1件を審議した。

同意第1号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
武井雅昭氏（港区長）を選任することに同意した。

同意第2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
石阪丈一氏（町田市長）を選任することに同意した。

同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
大井哲爾氏（知識経験を有する者）を選任することに同意した。

同意第4号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
水島道徳氏（東京都後期高齢者医療広域連合議会議員）を選任することに同意した。

議案第6号 訴えの提起について

議案第7号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

以上3件については、慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議員提出議案第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

認第1号

令和3年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度小金井市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第2号

令和3年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第3号

令和3年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第4号

令和3年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第5号

令和3年度小金井市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度小金井市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

報告第6号

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会に報告する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.6	—
(12.16)	(17.16)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率がない場合は、「—」と表示
- 2 早期健全化基準を（ ）内に表示

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0

備考

資金不足額がない場合は、「—」と表示

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率 ※1	連結実質赤字比率 ※1	実質公債費比率	将来負担比率 ※2
132101	東京都	小金井市	— (△7.75)	— (△12.11)	1.6	— (△5.1)

※1 黒字の程度を負の数値で()内に表記した。

※2 将来負担の程度を負の数値で()内に表記した。

標準財政規模(千円)※	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.16	17.16	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
23,914,781	538,781					

※標準財政規模とは、その年度に収入されると推測される一般財源を全国統一のルールにより、計算した額である。

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{23,914,781 \text{ 千円}}$$

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{23,914,781 \text{ 千円}}$$

■ 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
一般会計(1)	53,608,540	51,744,878	1,863,662	8,894	1,854,768

■ 公営企業に係る特別会計の資金不足額等

(単位：千円)

特別会計名	流動資産 ①	流動負債 ②	算入地方債 ③	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤(①-②-③+④)
下水道事業会計(2)	941,262	233,059	0	0	708,203

■ 公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特別会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
国民健康保険特別会計	10,712,257	10,528,865	183,392	0	183,392
介護保険特別会計	8,716,741	8,615,976	100,765	0	100,765
後期高齢者医療特別会計	2,641,235	2,590,336	50,899	0	50,899
合計(3)	22,070,233	21,735,177	335,056	0	335,056

連結合計(1)+(2)+(3)

2,898,027

(3) 実質公債費比率

○ 分子

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公債費充当一般財源等額 A	1,459,659	1,373,769	1,408,249
公債費（一般会計等）	2,374,961	2,304,550	2,281,938
特定財源 都市計画税	△915,302	△930,781	△873,689
公営企業債（下水道）の償還に充てたと認められる繰入金 B	90,840	117,444	110,702
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 C	31,242	21,374	13,885
東京たま広域資源循環組合負担金	26,819	12,628	738
昭和病院企業団分担金	4,036	3,955	3,684
浅川清流環境組合	387	4,791	9,463
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D	8,663	5,304	5,481
社会福祉法人が施設建設のため借り入れた借入金の償還に対する補助	0	0	0
その他これらに準ずると認められるもの（土地開発公社に対するもの）	8,663	5,304	5,481
一時借入金の利子 E	0	0	0
分子 合計 ① (A+B+C+D+E)	1,590,404	1,517,891	1,538,317

○ 分母

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
標準財政規模	22,523,957	23,232,461	23,914,781
標準税収入額等	22,523,957	23,232,461	22,863,107
普通交付税	0	0	512,893
臨時財政対策債発行可能額	0	0	538,781
分母 合計 ②	22,523,957	23,232,461	23,914,781

○ 分子・分母から控除するもの

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,132,853	1,070,762	1,017,453
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの)	37,778	31,755	28,075
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	52,129	49,737	28,629
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るもの)	38,178	37,968	31,023
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	5,990	5,976	5,859
控除 合計 ③	1,266,928	1,196,198	1,111,039

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質公債費比率 (単年度) (①-③) / (②-③)	1.52174	1.45983	1.87372
実質公債費比率 (3年平均)	2.1	1.8	1.6

※小数点第2位以下切捨て

(4) 将来負担比率

○ 分子

(単位：千円)

一般会計等の地方債現在高 A	17,986,019
債務負担行為に基づく支出予定額 B	218,028
依頼土地買戻しに係るもの (土地開発公社)	218,028
その他	0
公営企業債 (下水道) の償還に充てる繰入金見込額 C	893,992
一部事務組合等の起こした地方債に充てる負担金見込額 D	3,853,331
東京たま広域資源循環組合負担金	4,876
昭和病院企業団分担金	42,049
浅川清流環境組合負担金	3,806,406
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 E	4,334,244
合計 ① (A+B+C+D+E)	27,285,614

○ 分子から控除するもの

(単位：千円)

充当可能基金 A	13,228,513
充当可能特定歳入見込額 B	7,022,939
都市計画税	7,022,939
公営住宅使用料	0
基準財政需要額算入見込額 C	8,208,701
合 計 ② (A+B+C)	28,460,153

○ 分母

(単位：千円)

標準財政規模 A	23,914,781
うち普通交付税	512,893
うち臨時財政対策債発行可能額	538,781
合 計 ③ (A)	23,914,781

○ 分母から控除するもの

(単位：千円)

算入公債費等 A	1,111,039
合 計 ④ (A)	1,111,039

分子 (①-②)	△1,174,539 千円	=	将来負担比率	— ※△5.1
分母 (③-④)	22,803,742 千円			

※将来負担の程度を負の数値で表記した。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	— ※△46.4	20.0

※黒字の程度を負の数値で表記した。

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{なし}}{1,527,424 \text{ 千円}}$$

令和2年度決算に基づく26市健全化判断比率等一覧表

(単位：%)

団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
八王子市	— (11.25)	— (16.25)	△ 0.9	—	—
立川市	— (11.41)	— (16.41)	1.8	—	—
武蔵野市	— (11.38)	— (16.38)	△ 0.7	—	—
三鷹市	— (11.45)	— (16.45)	1.0	4.0	—
青梅市	— (11.96)	— (16.96)	2.6	—	—
府中市	— (11.25)	— (16.25)	3.0	—	—
昭島市	— (12.32)	— (17.32)	0.5	—	—
調布市	— (11.25)	— (16.25)	0.4	11.6	—
町田市	— (11.25)	— (16.25)	0.5	—	—
小金井市	— (12.21)	— (17.21)	1.8	13.8	—
小平市	— (11.55)	— (16.55)	2.0	—	—
日野市	— (11.58)	— (16.58)	△ 2.3	19.9	—
東村山市	— (11.81)	— (16.81)	2.3	—	—
国分寺市	— (12.06)	— (17.06)	△ 1.6	—	—
国立市	— (12.72)	— (17.72)	0.0	—	—
福生市	— (13.07)	— (18.07)	△ 3.1	—	—
狛江市	— (12.69)	— (17.69)	1.7	6.3	—
東大和市	— (12.63)	— (17.63)	△ 2.2	—	—
清瀬市	— (12.73)	— (17.73)	3.7	41.9	—
東久留米市	— (12.21)	— (17.21)	0.1	—	—
武蔵村山市	— (12.83)	— (17.83)	0.3	—	—
多摩市	— (11.76)	— (16.76)	2.0	—	—
稲城市	— (12.58)	— (17.58)	3.0	34.6	—
羽村市	— (13.10)	— (18.10)	1.0	9.6	—
あきる野市	— (12.64)	— (17.64)	7.1	41.1	—
西東京市	— (11.46)	— (16.46)	2.1	19.5	—
26市平均	—	—	0.8	—	—

【備考】

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率及び資金不足額がない場合は「—」と表記している。
- 2 ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ設定)である。
- 3 平均値は加重平均である。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市

氏 名 嶋 田 晶 子

年 齢 63歳

職 業 団体役員

令和4年9月1日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

諮問第1号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 しま だ あき こ
嶋 田 晶 子

年 齢 63歳

学 歴

昭和57年3月

青山学院大学文学部教育学科卒業

職 歴

昭和58年4月～昭和63年3月

三鷹市立第三小学校勤務

昭和63年4月～平成9年3月

新宿区立大久保小学校勤務

平成9年4月～平成13年3月

杉並区立桃井第二小学校勤務

平成13年4月～平成17年3月

三鷹市教育委員会指導室指導主事

平成17年4月～平成19年3月

小金井市立緑小学校副校長

平成19年4月～平成22年3月

調布市教育委員会指導課統括指導主事

平成22年4月～平成28年3月

武蔵野市立桜野小学校校長

平成28年4月～令和2年3月

武蔵野市立第五小学校校長

令和2年4月～現在

公益財団法人日本学校保健会事務局長

その他の経歴

平成24年4月～平成26年3月

武蔵野市立小・中学校教育研究会会長

平成25年4月～平成27年3月

東京都公立小学校校長会会計部長

平成25年4月～平成27年3月

全国連合小学校長会監事

平成26年4月～平成27年3月
平成27年4月～平成29年3月
平成28年4月～平成29年3月
平成29年4月～平成31年3月
平成29年4月～平成31年3月
平成29年4月～平成31年3月
平成30年4月～平成31年3月

平成31年4月～令和 2年3月
平成31年4月～令和 2年3月
平成31年4月～令和 2年3月
平成31年4月～令和 2年3月

賞 罰

令和 2年2月

武蔵野市立小・中学校校長会会長
東京都公立小学校校長会庶務部長
武蔵野市社会教育委員
全国連合小学校長会理事
東京都公立小学校校長会副会長
日本教育会東京支部支部長
文部科学省中央教育審議会
「学校における働き方改革特別部会」委員
「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」委員
武蔵野市社会教育委員
日本教育会東京支部理事
武蔵野市学校整備基本計画策定委員会委員
武蔵野市生涯学習計画策定委員会委員

令和元年度東京都教育委員会職員表彰

議案第38号

令和4年度

小金井市

一般会計補正予算

(第5回)

令和4年度小金井市一般会計補正予算（第5回）

令和4年度小金井市の一般会計の補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42,130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,716,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		千円 1,937,514	千円 42,130	千円 1,979,644
	1 基 金 繰 入 金	1,936,369	42,130	1,978,499
歳 入 合 計		48,674,464	42,130	48,716,594

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		千円 5,931,380	千円 42,130	千円 5,973,510
	2 清 掃 費	3,340,557	42,130	3,382,687
歳 出 合 計		48,674,464	42,130	48,716,594

議案第38号資料1

令和4年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第5回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 1,937,514	千円 42,130	千円 1,979,644
	1 基金繰入金	1,936,369	42,130	1,978,499
歳入合計		48,674,464	42,130	48,716,594

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4衛 生 費		千円 5,931,380	千円 42,130	千円 5,973,510
	2清 掃 費	3,340,557	42,130	3,382,687
歳 出 合 計		48,674,464	42,130	48,716,594

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		42,130	
		42,130	
		42,130	

2 歳 入

款 19 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 環境基金繰入金	千円 315,000	千円 42,130	千円 357,130	1 環境基金繰入金	千円 42,130

説	明
1 環境基金繰入金	<div style="text-align: right;">千円</div> (ごみ対策課) 42,130

3 歳 出

款 4 衛 生 費

項 2 清 掃 費

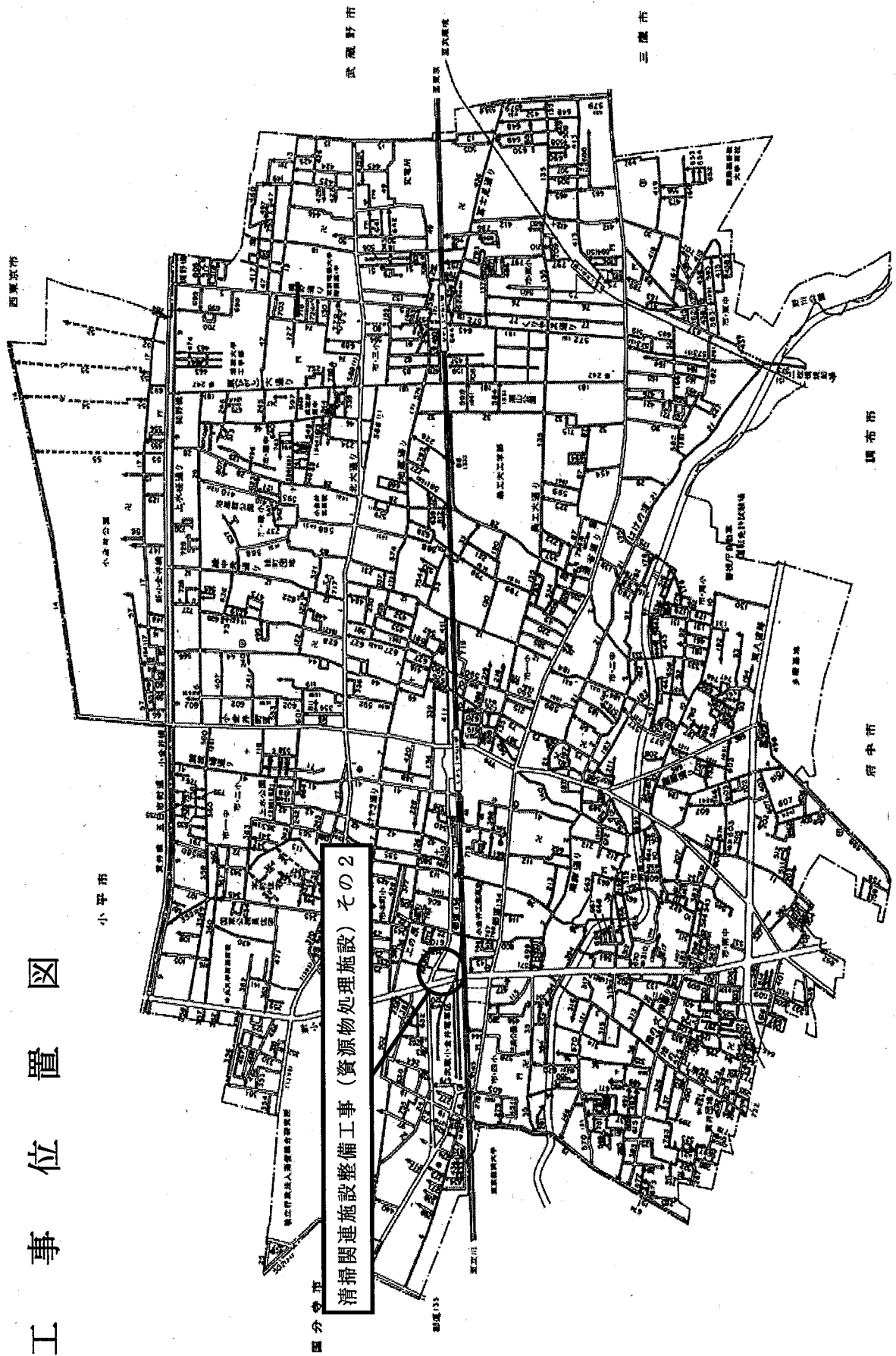
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,885,639	42,130	2,927,769			42,130
						42,130

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	14 工事請負費	42,130	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課) 42,130
			14 工事請負費 (42,130) 清掃関連施設整備工事 (資源物処理施設) その2

令和4年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	令和3年度末現在高(A)	令和4年度初予算(B)	年度算第	予算補正状況		補積額(C)	正立予定額(D)	の計取崩予定額(E)	令和4年度末見込額(F)=(A)+(D)-(E)
						回補	正				
1	財政調整基金	元金 利子計	7,164,196	84 84					84 3補正 84計	1,200,000 90,000 1,290,000	5,874,280
2	職員退職手当基金	元金 利子計	9,418	1 1					1 1計		9,419
3	庁舎建設基金	元金 利子計	2,640,098	45 45					45 45計		2,640,143
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子計									
5	地域福祉基金	元金 利子計	957,525	34 34					34 34計	1,360 1,360	956,199
6	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利子計	368,676	2 2					2 1-3補正 2計	66,000 204,072 270,072	98,606
7	環境基金	元金 利子計	1,188,064	200,000 29 200,029					200,000 29 200,029計	315,000 42,130 357,130	1,030,963
8	都市再開発整備基金	元金 利子計	3,029	1 1					1 1計		3,030
9	みどり公園基金	元金 利子計	109,971	1 1					1 1計	5,000 5,000	104,972
10	市営住宅整備基金	元金 利子計	60,879	3,232 2 3,234					3,232 2 3,234計	24,937 24,937	39,176
11	教育施設整備基金	元金 利子計	152,306	27,981 2 27,983					27,981 2 27,983計	30,000 30,000	150,289
12	土地開発基金	元金 利子計	65	1 1					1 1計		66
合	計	元金 利子計	12,654,227	231,213 202 231,415					231,213 202 231,415計	1,642,297 336,202 1,978,499	10,907,143

工事位置図



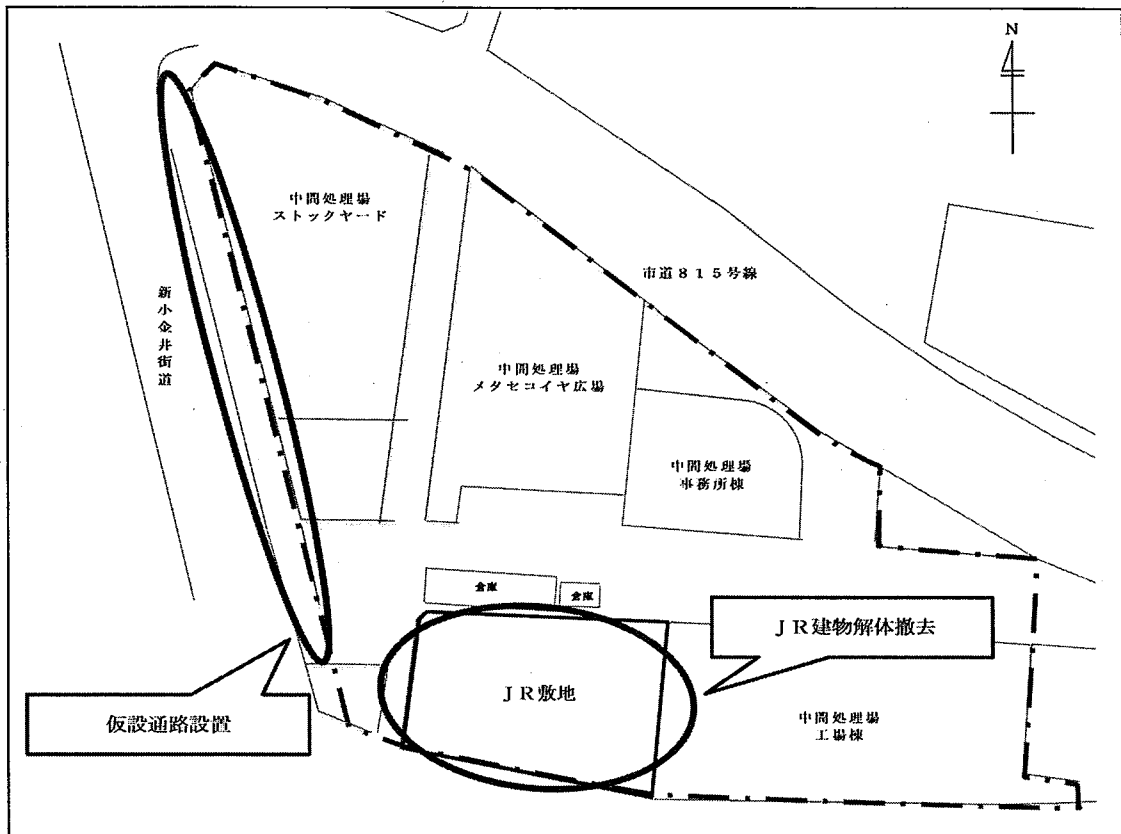
清掃関連施設整備工事（資源物処理施設）その2事業概要

1 概要

令和3年度に、東日本旅客鉄道（以下「JR」という。）から清掃関連施設整備工事（資源物処理施設）の用地を取得し、JRは敷地内の機能移転を令和4年9月末までに行う予定である。JRから取得した用地（以下「JR敷地」という。）上に残置している建物（以下「JR建物」という。）については、市とJRの協議に基づき、市が清掃関連施設整備事業の中でJR建物の解体工事を行うこととした。

また、工事中の作業動線及びJRが中間処理場工場棟の南側に位置する車両運行設備を点検する際の通路を確保するため、仮設通路の整備を行う。

2 位置図



3 予算額

(1) 歳入

環境基金繰入金

42,130千円

(2) 歳出

清掃関連施設整備工事（資源物処理施設）その2

42,130千円

議案第39号

令和4年度

小金井市

一般会計補正予算

(第6回)

令和4年度小金井市一般会計補正予算（第6回）

令和4年度小金井市の一般会計の補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,326,571千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,043,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和4年9月1日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 10,882,195	千円 720,749	千円 11,602,944
	1 国庫負担金	7,654,065	117,283	7,771,348
	2 国庫補助金	3,200,049	603,466	3,803,515
16 都支出金		7,447,528	140,953	7,588,481
	1 都負担金	2,576,885	563	2,577,448
	2 都補助金	4,317,680	140,078	4,457,758
	3 委託金	552,963	312	553,275
17 財産収入		17,126	3,148	20,274
	1 財産運用収入	3,865	3,148	7,013
18 寄附金		25,962	59	26,021
	1 寄附金	25,962	59	26,021
19 繰入金		1,979,644	105,682	2,085,326
	1 基金繰入金	1,978,499	103,500	2,081,999
	2 特別会計繰入金	1,145	2,182	3,327
20 繰越金		500,000	1,354,768	1,854,768
	1 繰越金	500,000	1,354,768	1,854,768
21 諸収入		203,041	1,212	204,253
	4 雑収入	152,509	1,212	153,721
歳入合計		48,716,594	2,326,571	51,043,165

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 4,024,849	千円 895,705	千円 4,920,554
	1 総 務 管 理 費	3,048,573	895,624	3,944,197
	3 戸籍住民基本台帳費	291,512	81	291,593
3 民 生 費		25,498,977	275,605	25,774,582
	1 社 会 福 祉 費	8,405,137	55,602	8,460,739
	2 児 童 福 祉 費	13,258,595	220,003	13,478,598
4 衛 生 費		5,973,510	745,805	6,719,315
	1 保 健 衛 生 費	2,590,823	744,902	3,335,725
	2 清 掃 費	3,382,687	903	3,383,590
7 商 工 費		794,076	164,400	958,476
	1 商 工 費	794,076	164,400	958,476
8 土 木 費		4,129,435	148,904	4,278,339
	1 土 木 管 理 費	281,182	20,521	301,703
	2 道 路 橋 り よ う 費	760,493	1,184	761,677
	4 都 市 計 画 費	3,031,790	127,199	3,158,989
10 教 育 費		3,911,314	96,137	4,007,451
	1 教 育 総 務 費	801,070	2,993	804,063
	2 小 学 校 費	1,284,977	42,027	1,327,004
	3 中 学 校 費	622,435	23,738	646,173
	4 社 会 教 育 費	729,293	15,866	745,159
	5 保 健 体 育 費	473,539	11,513	485,052
13 予 備 費		111,762	15	111,777
	1 予 備 費	111,762	15	111,777
歳 出 合 計		48,716,594	2,326,571	51,043,165

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
人事給与システム設計構築委託料	令和4年度 ～令和5年度	20,492 千円
人事給与システム使用料（令和5年度導入分）	令和4年度 ～令和10年度	29,946 千円
内部情報ネットワーク設計構築委託料	令和4年度 ～令和5年度	366,772 千円
内部情報ネットワーク使用料（令和5年度導入分）	令和4年度 ～令和10年度	313,170 千円
内部情報ネットワーク機器等借上料（令和5年度導入分）	令和4年度 ～令和10年度	927,820 千円
基幹系システム機器等借上料（令和5年度導入分）その1	令和4年度 ～令和10年度	21,753 千円
基幹系システム機器等借上料（令和5年度導入分）その2	令和4年度 ～令和10年度	140,540 千円
施設借上料	令和5年度 ～令和9年度	14,860 千円
外国人英語指導委託料	令和4年度 ～令和5年度	20,847 千円

事 項	期 間	限 度 額
学校給食調理委託料	令和4年度 ～令和5年度	159,898 千円
学校給食調理委託料	令和4年度 ～令和5年度	139,596 千円

議案第39号資料1

令和4年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第6回)



1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 10,882,195	千円 720,749	千円 11,602,944
	1 国庫負担金	7,654,065	117,283	7,771,348
	2 国庫補助金	3,200,049	603,466	3,803,515
16 都支出金		7,447,528	140,953	7,588,481
	1 都負担金	2,576,885	563	2,577,448
	2 都補助金	4,317,680	140,078	4,457,758
	3 委託金	552,963	312	553,275
17 財産収入		17,126	3,148	20,274
	1 財産運用収入	3,865	3,148	7,013
18 寄附金		25,962	59	26,021
	1 寄附金	25,962	59	26,021
19 繰入金		1,979,644	105,682	2,085,326
	1 基金繰入金	1,978,499	103,500	2,081,999
	2 特別会計繰入金	1,145	2,182	3,327
20 繰越金		500,000	1,354,768	1,854,768
	1 繰越金	500,000	1,354,768	1,854,768
21 諸収入		203,041	1,212	204,253
	4 雑収入	152,509	1,212	153,721
歳入合計		48,716,594	2,326,571	51,043,165

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,024,849	千円 895,705	千円 4,920,554
	1 総 務 管 理 費	3,048,573	895,624	3,944,197
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	291,512	81	291,593
3 民 生 費		25,498,977	275,605	25,774,582
	1 社 会 福 祉 費	8,405,137	55,602	8,460,739
	2 児 童 福 祉 費	13,258,595	220,003	13,478,598
4 衛 生 費		5,973,510	745,805	6,719,315
	1 保 健 衛 生 費	2,590,823	744,902	3,335,725
	2 清 掃 費	3,382,687	903	3,383,590
7 商 工 費		794,076	164,400	958,476
	1 商 工 費	794,076	164,400	958,476
8 土 木 費		4,129,435	148,904	4,278,339
	1 土 木 管 理 費	281,182	20,521	301,703
	2 道 路 橋 り よ う 費	760,493	1,184	761,677
	4 都 市 計 画 費	3,031,790	127,199	3,158,989
10 教 育 費		3,911,314	96,137	4,007,451
	1 教 育 総 務 費	801,070	2,993	804,063
	2 小 学 校 費	1,284,977	42,027	1,327,004
	3 中 学 校 費	622,435	23,738	646,173
	4 社 会 教 育 費	729,293	15,866	745,159
	5 保 健 体 育 費	473,539	11,513	485,052
13 予 備 費		111,762	15	111,777
	1 予 備 費	111,762	15	111,777
歳 出 合 計		48,716,594	2,326,571	51,043,165

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
241			895,464
160			895,464
81			
48,734		47,112	179,759
27,100		26,212	2,290
21,634		20,900	177,469
584,229		12,359	149,217
584,229		12,300	148,373
		59	844
133,590		30,800	10
133,590		30,800	10
94,725			54,179
			20,521
			1,184
94,725			32,474
183		14,500	81,454
			2,993
			42,027
			23,738
183		3,000	12,683
		11,500	13
			15
			15
861,702		104,771	1,360,098

2 歳入

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費国庫負担金	千円 7,407,858	千円 1,126	千円 7,408,984	1 社会福祉費負担金	千円 1,126
2 衛生費国庫負担金	246,207	116,157	362,364	1 保健衛生費負担金	116,157

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費国庫補助金	千円 39,881	千円 81	千円 39,962	1 総務管理費補助金	千円 81
2 民生費国庫補助金	961,863	160	962,023	1 社会福祉費補助金	160
3 衛生費国庫補助金	1,041,084	466,734	1,507,818	1 保健衛生費補助金	466,734
4 土木費国庫補助金	670,635	63,150	733,785	1 都市計画費補助金	63,150
6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	482,405	73,341	555,746	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	73,341

説	明	千円
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	1,126
2 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱) 負担率 10/10	(健康課)	116,157

説	明	千円
1 個人番号カード交付事務費補助金 (個人番号カード交付事務費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(市民課)	81
8 障害者総合支援事業費補助金 (地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	160
4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健康課)	466,734
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱) 補助率 1/2	(区画整理課)	63,150
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱)	(企画政策課)	73,341

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円 2,575,073	千円 563	千円 2,575,636	1 社会福祉費負担金	千円 563

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円 2,487,427	千円 645	千円 2,488,072	2 児童福祉費補助金	千円 645
3 衛生費都補助金	137,331	1,521	138,852	1 保健衛生費補助金	1,521
5 商工費都補助金	18,274	106,337	124,611	1 商工費補助金	106,337
6 土木費都補助金	482,975	31,575	514,550	2 都市計画費補助金	31,575

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費委託金	千円 17,245	千円 312	千円 17,557	2 障害福祉費委託金	千円 312

説	明	千円
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	563

説	明	千円
7 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 10/10、1/2	(子育て支援課)	645
7 手洗い場の設置等支援事業補助金 (手洗い場の設置等支援事業補助要綱) 補助率 10/10	(健康課)	1,521
3 生活応援事業事業費補助金 (東京都生活応援事業～みんなの暮らしを守る!～事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(経済課)	104,337
4 生活応援事業事務費補助金 (東京都生活応援事業～みんなの暮らしを守る!～事務費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(経済課)	2,000
2 東小金井駅北口土地区画整理事業補助金 (東京都土地区画整理事業助成規程) 補助率 1/4	(区画整理課)	31,575

説	明	千円
9 全国在宅障害児・者等実態調査事務委託金 (生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)事務取扱要領)	(自立生活支援課)	312

款 17 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 利子及び配当金	千円 166	千円 3,148	千円 3,314	1 利子及び配当金	千円 3,148

款 18 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3 衛生費寄附金	千円 0	千円 59	千円 59	1 環境保全事業寄附金	千円 59

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
6 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	千円 270,072	千円 103,500	千円 373,572	1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	千円 103,500

款 19 繰入金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 1,145	千円 2,182	千円 3,327	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 2,182

説	明	千円
13 株式会社ジェイコム東京株式配当金	(企画政策課)	3,148

説	明	千円
1 環境保全事業寄附金	(ごみ対策課)	59

説	明	千円
1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	(健康課)	103,500

説	明	千円
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	(財政課)	2,182

款 20 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 500,000	千円 1,354,768	千円 1,854,768	1 前年度繰越金	千円 1,354,768

款 21 諸収入

項 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 過年度収入	千円 1	千円 1,212	千円 1,213	1 過年度収入	千円 1,212

説	明	千円
1 前年度繰越金	(財 政 課)	1,354,768

説	明	千円
15 令和3年度低所得者保険料軽減国庫負担金追加交付金	(介 護 福 祉 課)	808
16 令和3年度低所得者保険料軽減都負担金追加交付金	(介 護 福 祉 課)	404

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 文書管理費	701,619	3,461	705,080	160		
				160		
8 企画調整費	56,878	7,324	64,202			
9 市民施設費	92,789	2,122	94,911			
10 市民文化費	313,069	2,717	315,786			
11 財政調整基金費	84	780,000	780,084			
15 公共施設マネジメント基金費	0	100,000	100,000			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,301			
3,301	12 委託料	3,461	6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 3,461
			12 委 託 料 (3,461)
			基幹系システム修正委託料 (軽自動車税手続オンライン化対応分) 639
			基幹系システム修正委託料 (地方税共通納税システム対応分) 2,500
			基幹系システム修正委託料 (障害福祉関係データベース対応分) 322
7,324			
364	1 報酬	302	1 企画・調整に要する経費 (企画政策課) 364
	11 役務費	16	1 報 酬 (302)
	1 郵便料	16	長期計画審議会委員報酬 302
	11 役務費		11 役 務 費 (16)
	1 郵便料		郵 便 料 16
	12 委託料	7,006	12 委 託 料 (46)
			長期計画審議会会議録作成委託料 46
6,960			8 自身体DX推進に要する経費 (企画政策課) 6,960
			12 委 託 料 (6,960)
			自治体DX推進支援委託料 6,960
2,122			
2,122	10 需用費	2,122	5 前原暫定集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 2,122
	6 光熱水費	2,122	10 需 用 費 (2,122)
			光 熱 水 費 2,122
2,717			
2,717	10 需用費	2,717	7 はげの森美術館の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 2,717
	6 光熱水費	2,717	10 需 用 費 (2,717)
			光 熱 水 費 2,717
780,000			
780,000	24 積立金	780,000	1 財政調整基金積立金 (財 政 課) 780,000
			24 積 立 金 (780,000)
			財政調整基金積立金 (積立元金) 780,000
100,000			
100,000	24 積立金	100,000	1 公共施設マネジメント基金費積立金 (企画政策課) 100,000

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
15 公共施設マネジメント基金費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			24 積立金 (100,000) 公共施設マネジメント基金費積立金(積立 元金) 100,000

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	291,512	81	291,593	81		
				81		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	11 役務費 6 その他の役務費	16 16	3 住民基本台帳事務に要する経費 (市 民 課) 81
	13 使用料及び賃借料	65	11 役 務 費 (16) 個人番号カード申請補助端末回線使用料 16 13 使用料及び賃借料 (65) 個人番号カード申請補助端末借上料 65

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費	2,360,065	15,265	2,375,330	8,351		6,300
				1,689		
				6,350		6,300
				312		
4 高齢者福祉費	566,534	37,498	604,032	18,749		18,700
				18,749		18,700
8 介護保険事業費	1,474,000	1,618	1,475,618			1,212
						1,212
9 地域福祉基金費	34	997	1,031			
10 後期高齢者医療費	1,186,558	224	1,186,782			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
614			
563	1 報酬	225	15 高額障害福祉サービス費に要する経費 (自立生活支援課) 2,252
	10 需用費 1 消耗品費	89 89	19 扶 助 費 (2,252) 高額障害福祉サービス費 2,252
51	11 役務費 1 郵便料	16 16	32 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 (自立生活支援課) 12,701
	18 負担金補助及び交付金	12,683	10 需 用 費 (2) 消 耗 品 費 2
	19 扶助費	2,252	11 役 務 費 (16) 郵 便 料 16 18 負担金補助及び交付金 (12,683) 障害福祉事業所等物価高騰対策事業継続支援金 12,683
			34 全国在宅障害児・者等実態調査に要する経費 (自立生活支援課) 312
			1 報 酬 (225) 全国在宅障害児・者等実態調査業務会計年度任用職員報酬 225
			10 需 用 費 (87) 消 耗 品 費 87
49			
49	10 需用費 1 消耗品費	2 2	43 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 (介護福祉課) 37,498
	11 役務費 1 郵便料	25 25	10 需 用 費 (2) 消 耗 品 費 2
	18 負担金補助及び交付金	37,471	11 役 務 費 (25) 郵 便 料 25 18 負担金補助及び交付金 (37,471) 介護事業所物価高騰対策事業継続支援金 37,471
406			
406	27 繰出金	1,618	1 介護保険特別会計繰出金 (財 政 課) 1,618
			27 繰 出 金 (1,618) 低所得者保険料軽減繰出金 1,618
997			
997	24 積立金	997	1 地域福祉基金積立金 (地 域 福 祉 課) 997
			24 積 立 金 (997) 地域福祉基金積立金 (積立元金) 997
224			

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 後期高齢者医療費						

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
224	27 繰出金	224	1 後期高齢者医療特別会計繰出 金 (財 政 課) 224
			27 繰 出 金 (224)
			事務費繰出金 213
			保険料軽減措置繰出金 11

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	6,954,672	207,474	7,162,146	21,634		20,900
				645		
				20,989		20,900
3 児童福祉施設費	46,202	1,997	48,199			
4 保育園費	1,131,360	10,532	1,141,892			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
164,940			
61,583	18 負担金補助及び交付金	105,641	8 民間保育所助成に要する経費 (保 育 課) 61,583
101,833	22 償還金利子及び割引料	101,833	18 負担金補助及び交付金 (61,583) 民間保育所等児童欠員対策補助金 61,583 26 返還金・還付金 () 101,833
1,435			(2) 子育て支援課関係経費 101,833 22 償還金利子及び割引料 (101,833) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 給付事業費国庫補助金返還金 100,800 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 給付事務費国庫補助金返還金 1,033
89			27 子どもの居場所づくりに要する経費 (子育て支援課) 2,080 18 負担金補助及び交付金 (2,080) 子どもの居場所づくり推進事業補助金 2,080 32 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 () 41,978 (1) 保育課関係経費 41,978 18 負担金補助及び交付金 (41,978) 保育施設運営事業者事業継続支援金 41,978
1,997			
1,997	10 需用費 6 光熱水費	1,997 1,997	2 児童館維持管理に要する経費 (児童青少年課) 1,997 10 需用費 (1,997) 光熱水費 1,997
10,532			
10,532	10 需用費 6 光熱水費	10,532 10,532	2 保育園維持管理に要する経費 (保 育 課) 10,532 10 需用費 (10,532) 光熱水費 10,532

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	839,308	15,411	854,719	1,338		
				1,338		
2 感染症予防費	88,047	12,435	100,482			12,300
						12,300
3 予防接種費	1,623,915	585,897	2,209,812	582,891		
				582,891		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 14,073		千円	千円
	17 備品購入費	1,338	25 その他保健衛生事業の管理運営に要する経費 (健康課) 1,338
14,073	22 償還金利子及び割引料	14,073	17 備品購入費 (1,338) 維持管理機器類 1,338
			34 返還金・還付金 (健康課) 14,073
			22 償還金利子及び割引料 (14,073) 令和3年度疾病予防対策事業費等国庫補助金返還金 14,073
135			
135	12 委託料	11,775	2 感染症予防関係に要する経費 (健康課) 12,435
	13 使用料及び賃借料	660	12 委託料 (11,775) PCR検査受検者搬送委託料 11,775
			13 使用料及び賃借料 (660) 自動車借上料 660
3,006			
3,006	1 報酬	327	9 子宮頸がんワクチン接種に要する経費 (健康課) 3,006
	7 報償費	7,080	19 扶助費 (3,006) 子宮頸がんワクチン任意接種費助成金 3,006
	10 需用費 3 燃料費	48 48	17 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費 () 582,891
	11 役務費 1 郵便料 2 電話料 3 保険料 5 手数料 6 その他の役務費	16,205 596 9,259 1,455 1,991 2,904	(1) 情報システム課関係経費 4,595
			11 役務費 (2,904) 帳票等読取データ化システム利用料 2,904
	12 委託料	465,766	12 委託料 (908) 基幹系システム修正委託料(新型コロナウイルスワクチン接種対応分) 908
	13 使用料及び賃借料	15,286	13 使用料及び賃借料 (783) 基幹系システム増設機器等借上料(新型コロナウイルスワクチン接種対応分) 783
	18 負担金補助及び交付金	78,179	(2) 健康課関係経費 578,296
	19 扶助費	3,006	1 報酬 (327) 新型コロナウイルスワクチン接種業務会計年度任用職員報酬 327
			7 報償費 (7,080) 新型コロナウイルスワクチン接種従事者謝礼 7,080
			10 需用費 (48) 燃料費 48
			11 役務費 (13,301) 郵便料 596 電話料 9,259

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費						
6 新型コロナウイルス感染症対策基金費	2	131,159	131,161			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			新型コロナウイルスワクチン接種従事者傷害保険料 1,455 審査支払手数料 1,842 電話撤去手数料 109 電話設置手数料 40 12 委託料 (464,858) 新型コロナウイルスワクチン接種事業事務委託料 126,375 新型コロナウイルスワクチン接種データ入力・窓口委託料 31,579 新型コロナウイルスワクチン接種会場設営等委託料 180,181 新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料 116,836 ワクチン移送委託料 9,050 大規模接種会場清掃委託料 642 大規模接種会場懸垂幕設置及び撤去委託料 154 廃棄文書リサイクル処理委託料 41 13 使用料及び賃借料 (14,503) 接種会場借上料 5,912 電話機借上料 2 自動車借上料 581 蓄電池借上料 8,008 18 負担金補助及び交付金 (78,179) ワクチン接種医療機関協力金 78,179
131,159			
131,159	24 積立金	131,159	1 <u>新型コロナウイルス感染症対策基金積立金</u> (健康課) 131,159 24 積立金 (131,159) 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 (積立元金) 131,159

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 環境基金費	200,029	903	200,932			59
						59

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
844			
844	24 積立金	903	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 903
			24 積立金 (903)
			環境基金積立金 (積立元金) 903

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 商工振興費	677,308	164,400	841,708	133,590		30,800
				133,590		30,800

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
10			
10	18 負担金補助及び交付金	164,400	1 商工振興に要する経費 (経 済 課) 164,400
			18 負担金補助及び交付金 (164,400)
			小金井市商工会特別事業補助金 164,400

款 8 土 木 費

項 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	281,182	20,521	301,703			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
20,521			
20,521	10 需用費 5 印刷製本費	303 303	3 公共交通施策に要する経費 (交通対策課) 20,521
	12 委託料	5,285	10 需用費 (303) 印刷製本費 303
	18 負担金補助及び交付金	14,933	12 委託料 (5,285) 公共交通マップ作成委託料 3,763 クリアファイル作成等委託料 508 公共交通マップ等配布委託料 1,014
			18 負担金補助及び交付金 (14,933) コミュニティバス運行補助金 14,933

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 道路維持費	111,124	1,184	112,308			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,184			
1,184	14 工事請負費	1,184	1 道路維持補修に要する経費 (道路管理課) 1,184
			14 工事請負費 (1,184) 道路等維持補修工事

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 土地区画整理費	973,166	126,300	1,099,466	94,725		
				94,725		
7 みどりと公園基金費	1	899	900			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
31,575			
31,575	12 委託料	126,300	1 土地区画整理事業に要する経費 (区画整理課) 126,300
			12 委託料 (126,300) 東小金井駅北口土地区画整理事業委託料 126,300
899			
899	24 積立金	899	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 899
			24 積立金 (899) みどりと公園基金積立金 (積立元金) 899

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 教育施設整備基金費	27,983	2,993	30,976			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,993			
2,993	24 積立金	2,993	1 教育施設整備基金積立金 (庶務課) 2,993
			24 積立金 (2,993)
			教育施設整備基金積立金 (積立元金) 2,993

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	556,921	42,027	598,948			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
42,027			
42,027	10 需用費 6 光熱水費	42,027 42,027	2 学校運営に要する経費 () 42,027
			(2) 学務課関係経費 42,027
			10 需用費 (42,027)
			光熱水費 42,027

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	257,427	23,738	281,165			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
23,738			
23,738	10 需用費 6 光熱水費	23,738 23,738	2 学校運営に要する経費 () 23,738
			(2) 学務課関係経費 23,738
			10 需用費 (23,738)
			光熱水費 23,738

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 公民館費	203,455	10,129	213,584	183		
				183		
3 図書館費	151,503	2,651	154,154			
5 少年自然の家費	42,851	3,086	45,937			3,000
						3,000

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
9,946			
9,946	10 需用費 6 光熱水費 11 修繕料	10,129 9,946 183	2 公民館維持管理に要する経費 (公 民 館) 10,129
			10 需用費 (10,129) 光熱水費 9,946 修繕料 183
2,651			
2,651	10 需用費 6 光熱水費	2,651 2,651	2 図書館維持管理に要する経費 (図 書 館) 2,651
			10 需用費 (2,651) 光熱水費 2,651
86			
86	21 補償補填及び賠償 金	3,086	1 少年自然の家維持管理に要す る経費 (生涯学習課) 3,086
			21 補償補填及び賠償金 (3,086) 少年自然の家指定管理委託損失補償金 3,086

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 体育施設費	395,955	11,513	407,468			11,500
						7,600
						3,900

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
13			
9	21 補償補填及び賠償金	11,513	2 総合体育館維持管理に要する経費 (生涯学習課) 7,609
			21 補償補填及び賠償金 (7,609) 総合体育館指定管理委託損失補償金 7,609
4			4 栗山公園健康運動センター維持管理に要する経費 (生涯学習課) 3,904
			21 補償補填及び賠償金 (3,904) 栗山公園健康運動センター指定管理委託損失補償金 3,904

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	111,762	15	111,777			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 15		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 手 当	末 当	勤 勉 当	其 他 の 手 当			計
補正後	長等	3		30,660	12,113		136	42,909	6,917	49,826
	議員	24	143,580		56,715			200,295	45,753	246,048
	その他	1,033	137,574					137,574	279	137,853
	計	1,060	281,154	30,660	68,828		136	380,778	52,949	433,727
補正前	長等	3		30,660	12,113		136	42,909	6,917	49,826
	議員	24	143,580		56,715			200,295	45,753	246,048
	その他	1,018	137,272					137,272	279	137,551
	計	1,045	280,852	30,660	68,828		136	380,476	52,949	433,425
比較	長等									
	議員									
	その他	15	302					302		302
	計	15	302					302		302

※ その他の手当は、通勤手当136千円である。

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(6)							
	1,411	997,268	2,267,817	2,212,804	5,477,889	1,009,560	6,487,449	
補正前	(6)							
	1,410	996,716	2,267,817	2,212,804	5,477,337	1,009,560	6,486,897	
比較	()							
	1	552			552		552	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	
	補正後	357,543	49,848	61,419	48,798		235,353
補正前	357,543	49,848	61,419	48,798		235,353	
比較							
職員手当の内訳	区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計
	補正後		14,940	272,880	685,001	487,022	2,212,804
	補正前		14,940	272,880	685,001	487,022	2,212,804
	比較						

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

追加

事 項	限 度 額	令和3年度末までの 支出(見込)額		令和4年度以降の 支出予定額		左の財源内訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源					
						国 道 支 出 金		地 方 債		そ の 他	
						一 般 財 源					
人事給与システム設計構築委託料	20,492			令和4年度 ～令和5年度	20,492						20,492
人事給与システム使用料 (令和5年度導入分)	29,946			令和4年度 ～令和10年度	29,946						29,946
内部情報ネットワーク設計構築委託料	366,772			令和4年度 ～令和5年度	366,772						366,772
内部情報ネットワーク使用料 (令和5年度導入分)	313,170			令和4年度 ～令和10年度	313,170						313,170
内部情報ネットワーク機器等借上料 (令和5年度導入分)	927,820			令和4年度 ～令和10年度	927,820						927,820
基幹系システム機器等借上料 (令和5年度導入分)その1	21,753			令和4年度 ～令和10年度	21,753						21,753
基幹系システム機器等借上料 (令和5年度導入分)その2	140,540			令和4年度 ～令和10年度	140,540						140,540
施設借上料	14,860			令和5年度 ～令和9年度	14,860	3,638					11,222
外国人英語指導委託料	20,847			令和4年度 ～令和5年度	20,847						20,847
学校給食調理委託料	159,898			令和4年度 ～令和5年度	159,898						159,898
学校給食調理委託料	139,596			令和4年度 ～令和5年度	139,596						139,596

(単位:千円)

令和4年度 基金現在高調へ

NO	基金名	区分	令和3年度末現在高(A)	令和4年度当初高(B)	第6号算定額(C)	算定状況		令和4年度末現在高(D)	令和4年度取崩計(E)	令和4年度末現在高見込額(F)=(A)+(D)-(E)
						予算額	補正額			
1	財政調整基金	元金 利子 計	7,164,196	84 84	780,000 780,000	780,000	780,000	84 3 計	1,200,000 90,000 1,290,000	6,654,280
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,418	1 1				1 1 計		9,419
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	2,640,098	45 45				45 45 計		2,640,143
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計			100,000 100,000	100,000	100,000	当 初 計		100,000
5	地域福祉基金	元金 利子 計	957,525	34 34	997 997	997	997	997 34 1,031 計	1,360 1,360	957,196
6	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利子 計	368,676	2 2	131,159 131,159	131,159	131,159	当 初 計	66,000 307,572 373,572	126,265
7	環境基金	元金 利子 計	1,188,064	200,000 29 200,029	903 903	903	903	当 初 計	315,000 42,130 357,130	1,031,866
8	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	1 1				1 1 計		3,030
9	みどり公園基金	元金 利子 計	109,971	1 1	899 899	899	899	899 1 900 計	5,000 5,000	105,871
10	市営住宅整備基金	元金 利子 計	60,879	3,232 2 3,234				3,232 2 3,234 計	24,937 24,937	39,176
11	教育施設整備基金	元金 利子 計	152,306	27,981 2 27,983	2,993 2,993	2,993	2,993	30,974 2 30,976 計	30,000 30,000	153,282
12	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1				1 1 計		66
合	計	元金 利子 計	12,654,227	231,213 202 231,415	1,016,951 0 1,016,951	1,016,951	1,016,951	1,248,164 202 1,248,366 計	1,642,297 439,702 2,081,999	11,820,594

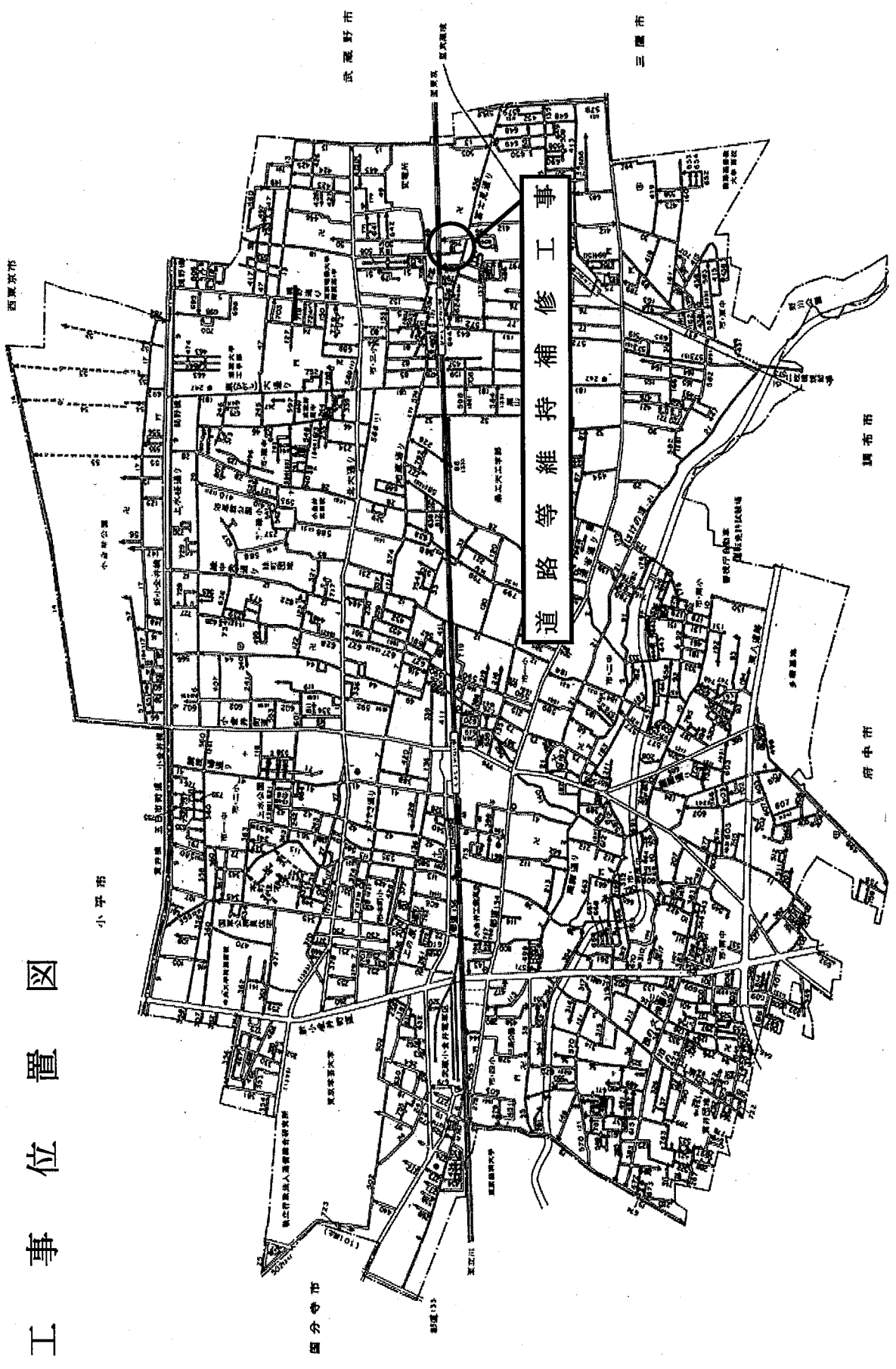
議案第39号資料3

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧

(単位：千円)

款	項	目	事業	事業名	課名	節	説明	予算額	充当額
3	1	2	32	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	自立生活支援課	10	消耗品費	2	1
3	1	2	32	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	自立生活支援課	11	郵便料	16	8
3	1	2	32	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	自立生活支援課	18	障害福祉事業所等物価高騰対策事業継続支援金	12,683	6,341
3	1	4	43	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	介護福祉課	10	消耗品費	2	1
3	1	4	43	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	介護福祉課	11	郵便料	25	12
3	1	4	43	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	介護福祉課	18	介護事業所物価高騰対策事業継続支援金	37,471	18,736
3	2	1	32	1 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費(保育課関係経費)	保育課	18	保育施設運営事業者事業継続支援金	41,978	20,989
7	1	2	1	商工振興に要する経費	経済課	18	小金井市商工会特別事業補助金	164,400	27,253
合 計								256,577	73,341

工事位置図



新型コロナウイルス感染症対策関連経費一覧

(単位：千円)

課名	款	項	目	事業	説明	予算額	財源内訳				
							国庫支出金	都支出金	その他	一般財源等	
自立生活支援課	3	1	2	32	消耗品費（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	2	1	0	0	1	
自立生活支援課	3	1	2	32	郵便料（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	16	8	0	0	8	
自立生活支援課	3	1	2	32	障害福祉事業所等物価高騰対策事業継続支援金	12,683	6,341	0	0	6,342	
介護福祉課	3	1	4	43	消耗品費（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	2	1	0	0	1	
介護福祉課	3	1	4	43	郵便料（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	25	12	0	0	13	
介護福祉課	3	1	4	43	介護事業所物価高騰対策事業継続支援金	37,471	18,736	0	0	18,735	
保育課	3	2	1	32	1	保育施設運営事業者事業継続支援金	41,978	20,989	0	0	20,989
健康課	4	1	1	25	維持管理機器類（ポータブル手洗い機一式）	1,338	0	1,338	0	0	
健康課	4	1	2	2	PCR検査受検者搬送委託料	11,775	0	0	0	11,775	
健康課	4	1	2	2	自動車借上料	660	0	0	0	660	
情報システム課	4	1	3	17	1	帳票等読取データ化システム利用料	2,904	2,904	0	0	0
情報システム課	4	1	3	17	1	基幹系システム修正委託料（新型コロナウイルスワクチン接種対応分）	908	908	0	0	0
情報システム課	4	1	3	17	1	基幹系システム増設機器等借上料（新型コロナウイルスワクチン接種対応分）	783	783	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン接種業務会計年度任用職員報酬	327	327	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン接種従事者謝礼	7,080	7,080	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	燃料費（新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費）	48	48	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	郵便料（新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費）	596	596	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	電話料（新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費）	9,259	9,259	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン接種従事者傷害保険料	1,455	1,455	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	審査支払手数料	1,842	1,842	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	電話撤去手数料	109	109	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	電話設置手数料	40	40	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン接種事業事務委託料	126,375	126,375	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン接種データ入力・窓口委託料	31,579	31,579	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン接種会場設置等委託料	180,181	180,181	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料	116,836	116,836	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	ワクチン移送委託料	9,050	9,050	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	大規模接種会場清掃委託料	642	642	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	大規模接種会場懸垂幕設置及び撤去委託料	154	154	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	廃棄文書リサイクル処理委託料	41	41	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	接種会場借上料	5,912	5,912	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	電話機借上料	2	2	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	自動車借上料	581	581	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	蓄電池借上料	8,008	8,008	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	ワクチン接種医療機関協力金	78,179	78,179	0	0	0
健康課	4	1	6	1	新型コロナウイルス感染症対策基金積立金（積立元金）	131,159	0	0	0	131,159	
経済課	7	1	2	1	小金井市商工会特別事業補助金	164,400	27,253	106,337	0	30,810	
公民館	10	4	2	2	緊急修繕料（建物）（公民館維持管理に要する経費）	183	0	183	0	0	
生涯学習課	10	4	5	1	少年自然の家指定管理委託損失補償金	3,086	0	0	0	3,086	
生涯学習課	10	5	2	2	総合体育館指定管理委託損失補償金	7,609	0	0	0	7,609	
生涯学習課	10	5	2	4	栗山公園健康運動センター指定管理委託損失補償金	3,904	0	0	0	3,904	
合計						999,182	656,232	107,858	0	235,092	

※ 一般財源等には、基金繰入金を含んでいる。

議案第39号資料6

光熱水費一覧

(単位：千円、倍)

課名	款	項	目	事業	事業名	節	細節	細々節	細々節名	令和3年度		令和4年度		当初予算対比 (D) / (B)	前年度対比 (D) / (A)
										決算額 (A)	当初予算額 (B)	補正額 (C)	補正後予算額 (D)		
コミュニティ文化課	2	1	9	5	前原暫定集会施設の維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費 (電気料金)	1,201	1,004	2,122	3,126	3.11	2.60
コミュニティ文化課	2	1	10	7	はけの森美術館の維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費 (電気料金)	3,748	2,984	2,717	5,701	1.91	1.52
児童青少年課	3	2	3	2	児童館維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費 (電気料金)	4,350	3,444	1,997	5,441	1.58	1.25
保育課	3	2	4	2	保育園維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費 (電気料金)	9,238	7,186	6,767	13,953	1.94	1.51
保育課	3	2	4	2	保育園維持管理に要する経費	10	7	1	光熱水費 (都市ガス料金)	5,472	4,307	3,765	8,072	1.87	1.48
学務課	10	2	1	2	学校運営に要する経費	10	6	1	光熱水費 (電気料金)	39,274	28,296	28,711	57,007	2.01	1.45
学務課	10	2	1	2	学校運営に要する経費	10	7	1	光熱水費 (都市ガス料金)	26,099	20,648	13,316	33,964	1.64	1.30
学務課	10	3	1	2	学校運営に要する経費	10	6	1	光熱水費 (電気料金)	21,732	15,708	17,327	33,035	2.10	1.52
学務課	10	3	1	2	学校運営に要する経費	10	7	1	光熱水費 (都市ガス料金)	13,698	11,568	6,411	17,979	1.55	1.31
公民館	10	4	2	2	公民館維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費 (電気料金)	9,410	7,932	7,416	15,348	1.93	1.63
公民館	10	4	2	2	公民館維持管理に要する経費	10	7	1	光熱水費 (都市ガス料金)	2,638	2,205	2,530	4,735	2.15	1.79
図書館	10	4	3	2	図書館維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費 (電気料金)	2,123	1,633	1,484	3,117	1.91	1.47
図書館	10	4	3	2	図書館維持管理に要する経費	10	7	1	光熱水費 (都市ガス料金)	1,029	882	1,167	1,999	2.40	1.94
合 計										140,012	107,747	95,730	203,477	1.89	1.45

自治体DX推進支援委託概要

1 事業目的

デジタル技術を活用したデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進により、市民サービスの利便性向上、行政における業務の効率化の実現を目的としているところ、デジタル化については多様な技術、手法等が存在し、専門性も高いことから、効率的にDXを推進するため、豊富な経験及び専門的知見を有する外部人材により、手続オンライン化に向けた業務フローの見直し、DXを推進するために必要な職員の意識醸成など、DXの推進に向けて具体的な技術的支援を受ける。

2 想定する外部人材及び工数

シニアコンサルタント(30人日)、マネージャークラス(18人日)

3 事業概要及びスケジュール

委託項目	令和4年			令和5年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
手続オンライン化に向けた業務フロー等見直し支援	国の優先27手続を中心とした手続オンライン化拡充に伴うバックオフィス業務(市民と直接関わらない業務)の効率化に向けたBPR(抜本的な業務改革)支援					
全庁的な効率化ツールの導入支援	業務効率化ツール等導入・活用検討支援					
窓口業務のフロー見直し検討支援	転入転出ワンストップの稼働準備に伴う関係窓口との連携支援 その他窓口業務に係る支援					
デジタル人材育成支援	デジタル人材育成に向けた研修資料作成等支援					
アドバイザー支援 プロジェクト管理	その他アドバイザー支援、プロジェクト管理					

4 予算額

自治体DX推進支援委託料

6,960千円

障害福祉事業所等・介護事業所物価高騰対策事業継続支援金事業概要

1 目的

コロナ禍における原油価格・物価高騰による影響を受けている市内の障害福祉事業所等及び介護事業所について、経費増大による経営悪化を防ぐとともに、利用者負担を増やすことなくサービスの提供が行えるよう支援を行い、安定的なサービス提供の確保を図る。

2 補助対象者

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害福祉サービス事業所等
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅介護サービス事業所等

3 補助内容

食材費、電気料金、ガス料金、ガソリン料金

※ 障がい・介護区分、サービス種別によって補助対象となる経費は異なる。

4 補助額

(1) 障害福祉事業所等

ア 入所系サービス事業所

入所者1人当たり、77円×30日×6か月＝13,860円を支給

イ 通所系サービス事業所

利用者1人当たり、84円×25日×6か月＝12,600円を支給

ウ 訪問系サービス事業所

1サービス事業所当たり、21,400円を支給

(2) 介護事業所

ア 入所系サービス事業所

入所者1人当たり、137円×30日×6か月＝24,660円を支給

イ 通所系サービス事業所

利用者1人当たり、83円×25日×6か月=12,450円を支給

ウ 訪問系サービス事業所

1サービス事業所当たり、38,100円を支給

5 予算額

(1) 歳入

ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	25,099千円
イ 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	25,000千円

(2) 歳出

ア 物価高騰対策事業継続支援金

(ア) 障害福祉事業所等分

(@13,860円×293人+@12,600円×635人
+@21,400円×29事業所) 12,683千円

(イ) 介護事業所分

(@24,660円×1,001人+@12,450円×776人
+@38,100円×82事業所) 37,471千円

イ その他

(ア) 障害福祉事業所等分 (消耗品費、郵便料)	18千円
(イ) 介護事業所分 (消耗品費、郵便料)	27千円

6 申請開始 令和4年10月

7 申請方法 原則郵送とし、指定口座へ振込

民間保育所等児童欠員対策補助金事業概要

1 目的

現在、待機児童が解消されつつある中で、認可保育所等において定員が充足しない施設に対して、認可保育所等の運営の安定化の支援を図り、安定した児童の受入れ体制を維持することを目的とする。

2 補助対象者

国及び地方公共団体以外の者が設置する小金井市内に所在する次の施設又は事業とする。

- (1) 認可保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 家庭的保育事業
- (4) 小規模保育事業

3 補助額

月ごとに0歳児に係る定員から在籍児童数を差し引いた数に0歳児に係る公定価格による基本分単価を乗じた額とする。

※ 公定価格基本分単価は、定員区分ごとに1人当たり169,880円から278,870円まで設定されている。

4 補助対象年度及び期間

- (1) 対象年度
令和4年度から令和6年度まで
- (2) 対象期間
4月から9月まで

5 予算額

民間保育所等児童欠員対策補助金 61,583千円

保育施設運営事業者事業継続支援金事業概要

1 目的

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響下において、昨今の原油価格・物価高騰に直面する保育事業者に対して、負担を軽減するための支援金を交付することにより、事業の継続に向けた支援を行う。

2 補助対象者

国及び地方公共団体以外の者が設置する小金井市内に所在する次の施設又は事業とする。

- (1) 認可保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 家庭的保育事業
- (4) 小規模保育事業
- (5) 認可外保育施設
- (6) 幼稚園

3 補助内容

- (1) 食材料費（自園調理に係る食材料費に限る。）

319円×年間在籍児童数（令和4年4月から令和5年3月までに在籍する児童の合計人数をいう。以下同じ。）

- (2) 光熱費

517円×年間在籍児童数

- (3) 燃料費（児童の送迎バスの運行に係るものに限る。）

53,000円×送迎バスの所有台数

4 補助対象期間

令和4年4月から令和5年3月まで

5 予算額

(1) 歳入

ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	20,989千円
イ 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	20,900千円

(2) 歳出

ア 保育施設運営事業者事業継続支援金	41,978千円
--------------------	----------

子宮頸がんワクチン任意接種費助成金事業概要

1 内容

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した者であって、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を受けたものについて、当該任意接種の費用に対して助成（以下「償還払い」という。）を行う。

2 対象者

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性
- (2) 令和4年4月1日時点で小金井市に住民登録がある者
- (3) 16歳となる日の属する年度の末日までに、HPVワクチンの定期接種において3回の接種を完了していないこと。
- (4) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。

3 償還額

接種を行った医療機関に対し支払った接種費用の実費（最大3回接種分まで）とし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、文書料等）は対象外とする。ただし、1回当たりの助成額は、申請日の属する年度に市が実施した定期予防接種事業における接種委託単価の額（単価15,180円×消費税110%＝16,698円）を上限とする。

4 実施期間（予定）

令和4年10月から令和7年3月31日まで

5 予算額

子宮頸がんワクチン任意接種費助成金 3,006千円

新型コロナウイルスワクチン接種事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間の延長及び新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチンを使用した接種（以下「オミクロン株対応ワクチン接種」という。）の円滑な実施に向けて事務を進める。

2 事業内容

接種実施体制の確保（集団接種会場、コールセンターの運営、接種実施医療機関との調整及び個別接種費用・ワクチン接種医療機関協力金の支払、広報・啓発等）

3 実施期間の延長及びオミクロン株対応ワクチン接種に伴う接種体制

区分	場所	想定される期間等
個別接種	市内医療機関	令和4年10月上旬から 令和5年3月31日まで
大規模接種	旧西友小金井店 (第一大久保ビル)	令和4年10月8日から 令和5年1月8日まで 【実施日】 水曜日から日曜日まで
集団接種	保健センター	令和5年1月11日から 同年3月30日まで 【実施日】 水曜日、木曜日、土曜日、 日曜日

4 オミクロン株対応ワクチン接種概要

(1) 対象者

厚生労働省事務連絡において、「現時点では、初回接種を完了した全

での住民を対象に実施することも想定して、準備を進めること。」とされていることから、既存の新型コロナウイルスワクチンの初回接種を完了した者（110,000人）が接種できるよう想定している。

(2) 開始時期

令和4年10月半ば以降

5 予算額

(1) 歳入

ア 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

116,157千円

イ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

466,734千円

(2) 歳出

ア 新型コロナウイルスワクチン接種事業事務委託料

126,375千円

イ 新型コロナウイルスワクチン接種データ入力・窓口委託料

31,579千円

ウ 新型コロナウイルスワクチン接種会場設営等委託料

180,181千円

エ 新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料

116,836千円

オ ワクチン接種医療機関協力金

78,179千円

カ その他（帳票等読取データ化システム利用料、新型コロナウイルスワクチン接種従事者謝礼、電話料、新型コロナウイルスワクチン接種従事者傷害保険料、審査支払手数料、ワクチン移送委託料、接種会場借上料、蓄電池借上料他）

49,741千円

小金井市商工会特別事業補助金事業概要

1 目的

コロナ禍における原油価格・物価高騰により、事業活動に影響を受けている市内事業者を支援するとともに、市民の生活応援、地域経済の活性化を図るため、小金井市商工会が実施するキャッシュレス決済ポイント還元事業に対し、補助金を交付する。

2 実施内容

期間内に対象店舗において指定のキャッシュレス決済を利用した方に対し、決済金額の25%をポイントとして還元（複数事業者のキャッシュレス決済を利用可能とする予定）

3 還元ポイント付与上限

1決済当たり2,500円相当分、1事業者当たり期間中10,000円相当分まで

4 対象店舗

市内店舗（大型店及び大手チェーン店等を除く。）

5 実施期間

令和4年11月1日から同月30日まで（予定）

6 補助内容

ポイント還元費、管理運営費、広報・応募費、コールセンター設置・運営費、ポイント還元手数料、報告書等作成費、営業管理費、小金井市商工会人件費・事務費等

7 予算額

(1) 歳入

ア	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	27,253千円
イ	生活応援事業事業費補助金	104,337千円
ウ	生活応援事業事務費補助金	2,000千円
エ	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	30,800千円
(2) 歳出		
ア	小金井市商工会特別事業補助金	164,400千円

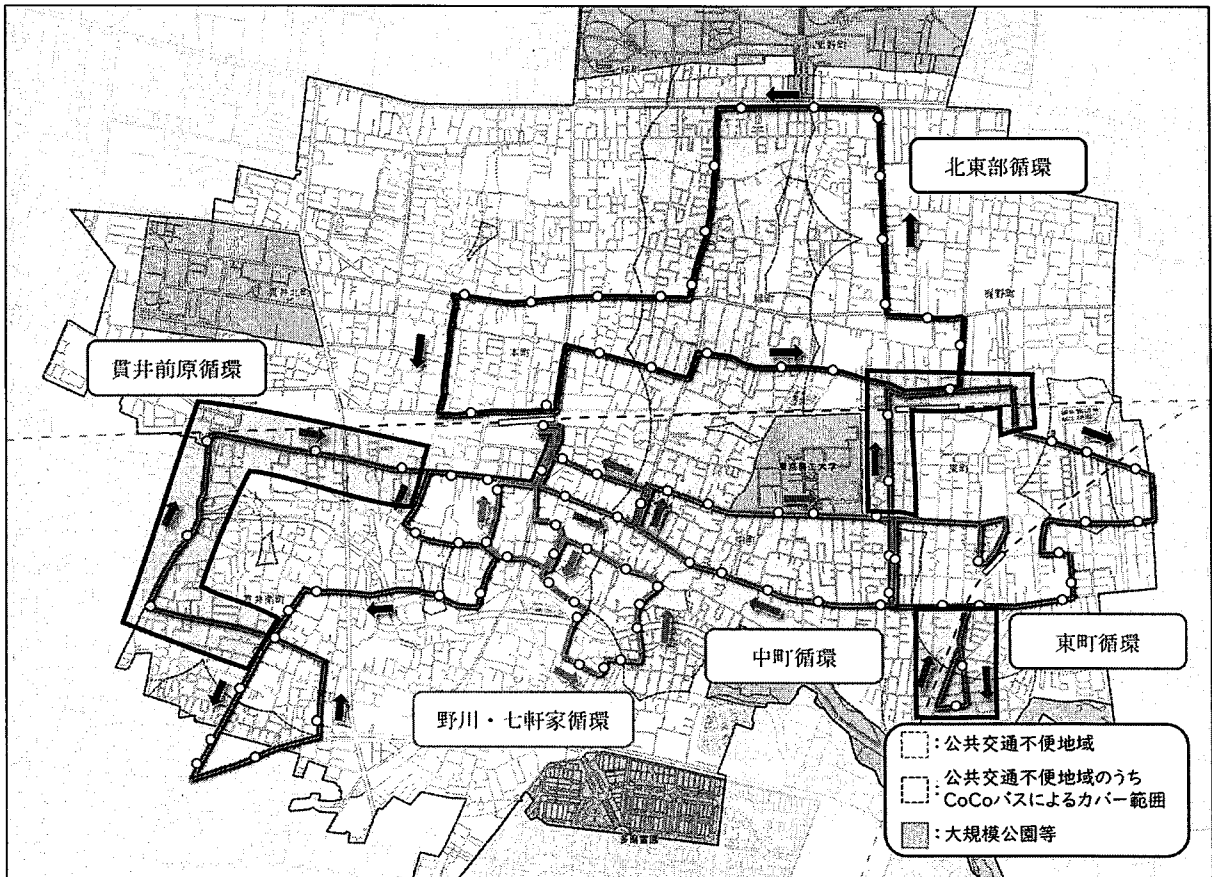
コミュニティバス再編事業概要

1 事業目的

コミュニティバスについては、平成30年度から総合的な見直しを行うため再編事業に取り組み、令和4年8月に小金井市コミュニティバス「CoCoバス」再編計画を策定した。再編運行開始は令和5年4月を予定しており、運行開始準備を進めるとともに、運行20周年記念も併せた周知及び利用促進に向け、各種取組を実施する。

2 再編後のCoCoバスルート

変更となるのは、5路線のうち、貫井前原循環及び東町循環の2路線



※ [Hatched box symbol] 枳箇所がルート変更となる。

3 事業内容

(1) 周知及び利用促進

ア 再編及び運行20周年記念の周知チラシの全戸配布

イ 公共交通マップの全戸配布

C o C oバス・路線バスの路線図、C o C oバス時刻表・運賃体系、駅乗り場案内、バスの乗り方、バス及びタクシー事業者問合せ先等を記載したマップを再編及び運行20周年記念の周知チラシと併せて全戸配布する。

ウ 再編及び運行20周年記念の周知ポスター及びチラシの掲示等

公共施設及びC o C oバス車内へのポスター掲示

公共施設へのチラシ設置

エ オリジナルC o C oバスクリアファイルの配布

利用促進を目的とした啓発チラシをクリアファイルに挟み込み、啓発グッズとして、市立小中学生及び運行20周年記念イベント時等に配布する。

(2) 新ルートの道路等維持補修工事

東町循環の新ルート箇所のうち、市道第18号線（東小金井駅東側の高架下から富士見通りまでの間の一部）について、安全な運行のため道路等維持補修工事を行う。

(3) バス停新設・改修及び新運賃体系等への対応

運行事業者が行う新ルート及び新運賃体系への変更対応に伴い発生する諸経費について、補助金を交付する。

ア バス停新設・改修及び盤面交換等

イ 新回数券の作成（一般回数券、高齢者専用回数券）

ウ 1日乗車券の作成

エ I C対応運賃機の改修

オ バス車体マグネット（再編及び運行20周年記念周知用）の作成

4 予算額

ア コミュニティバス運行補助金 14,933千円

イ その他（印刷製本費、公共交通マップ作成委託料、クリアファイル作成等委託料、公共交通マップ等配布委託料、道路等維持補修工事）

6,772千円

少年自然の家指定管理委託損失補償金事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態宣言の発令に伴う臨時休館及び感染拡大に伴う利用者の減少により、収入となる利用料、食事料等が大きく減少し、当初見込んでいた収入額よりも1,200万円超の収入の減少となり、清里山荘が大幅な赤字となったことから、施設の安定した運営のため、指定管理者と協議の上、損失分を補償するものである。

なお、補償するに当たり、臨時休館で食材費等の事業費の支出が抑制された金額を控除した上での補償とする。また、当初の見込額のうち、利益が見込まれていた金額については、補償の対象外とする。

2 根拠規定

小金井市立清里山荘の管理に関する基本協定書（平成31年3月29日付け。以下「協定書」という。）第34条に基づき補償する。以下協定書の抜粋であり、甲は市、乙は教育委員会、丙は指定管理者である。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第34条 不可抗力の発生に起因して丙に損害・損失や増加費用が発生した場合、丙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって乙に通知するものとする。

2 甲又は乙が、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙及び丙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 補償額

利用料等の減少額 (ア) ※1	光熱水費等の減少額 (イ) ※2	損益見込額 (ウ)	補償額 (ア-イ) - ウ
12,030,851 円	8,882,048 円	63,000 円	3,085,803 円

※1 収入予定額70,410,000円－収入実績額58,379,149円

※2 支出予定額70,347,000円－支出実績額61,464,952円

5 休館期間等について

(1) 臨時休館期間

令和3年4月26日（月）から同年6月20日（日）まで 55日間

※令和3年7月12日（月）から同年9月30日（木）までの緊急事態宣言期間中（81日間）は新規の受付を停止

(2) 利用者数

5,410人（前年度比3,267人増、前々年度比1,773人減）

6 予算額

(1) 歳入

新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 3,000千円

(2) 歳出

少年自然の家指定管理委託損失補償金 3,086千円

議案第39号資料16

総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理委託損失補償金事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態宣言等の発令に伴う休館及び開館時間の短縮により、個人利用収入、団体利用収入及び自主事業収入が大きく減少となり、施設の安定した運営のため、指定管理者と協議の上、損失分を補償するものである。

なお、補償するに当たり、令和元年度に比べて休館等で光熱水費等の支出で減少した分を控除し、その金額の2分の1を補償する。

2 根拠規定

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの管理に関する基本協定書（令和2年4月1日付け。以下「協定書」という。）第36条に基づき補償する。以下協定書の抜粋であり、甲は市、乙は教育委員会、丙は指定管理者である。

（不可効力によって発生した費用等の負担）

第36条 不可抗力の発生に起因して丙に損害・損失や増加費用が発生した場合、丙はその内容や程度の詳細を記載した書面をもって乙に通知するものとする。

2 甲は、乙が前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙及び丙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 積算根拠

対象施設	収入の減少額 (ア)	支出の減少額 (イ)	補償額 (ア-イ) × 1/2
総合体育館	21,553,322 円	6,336,249 円	7,608,537 円
栗山公園健康運動センター	9,116,350 円	1,309,011 円	3,903,670 円

※ 「収入の減少額（ア）」は、個人利用収入・団体利用収入・自主事業収入について、休館した4月分は令和3年度実績額、5月分は令和元年度実績額、開館時間を短縮した6月分から9月分までは令和元年度実績から令和3年度実績を差し引いた金額の合計

※ 「支出の減少額（イ）」は、管理費（水道・ガス・電気料金・新型コロナウイルス感染症対策費）及び自主事業経費について、令和元年度実績から令和3年度実績を差し引いた金額

※ 協議により、負担は市と指定管理者で等分とする。

5 予算額

(1) 歳入

ア 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 11,500千円

(2) 歳出

ア 総合体育館指定管理委託損失補償金 7,609千円

イ 栗山公園健康運動センター指定管理委託損失補償金 3,904千円

内部情報ネットワーク更新事業概要

1 概要

平成29年度に導入した現行の内部情報ネットワークを構成するサーバ等の関連機器類のサポート期間が令和5年10月までとなっており、以後の機器類の保守ができなくなることから、現行のネットワーク構成機器類の保守及び賃貸借の期間満了に合わせ、昨今の半導体不足の厳しい現状を鑑み、期日までに確実にネットワーク全体の更新を行う。

2 現行の内部情報ネットワーク構成について

平成27年度に発生した日本年金機構における個人情報の流出を踏まえ、内部情報ネットワークを個人番号（マイナンバー）利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系の三つのセグメントに分離・分割した「三層の対策」により、情報セキュリティ対策を強化する取組が国から示された。本市の現行内部情報ネットワーク構成も、平成29年度からこの α モデルと言われる方式により運用しており、現在、職員が内部情報系業務において通常使用している端末は、LGWAN接続系に配置をしている。この端末により、内部情報システムである、財務会計システム、文書管理システム、グループウェアシステムを使用した業務を行っている。

3 セキュリティ対策の見直しについて

上記2のような内部情報ネットワークにおける情報セキュリティ対策が、複雑・巧妙化しているサイバー攻撃による情報流出等のインシデント（障害・事故等）数発生的大幅減少を短期間で実現させた。一方で、自治体内の情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下が指摘されるとともに、国が提唱する「クラウド・バイ・デフォルト」原則（クラウド利用を第一候補として検討するという考え方）の推進、行政手続のオンライン化、テレワーク等による働き方改革等の新たな時代の要請もある。そのため、現行の「三層の対策」の効果、課題等の検証及び新たな時代の要請を踏まえ、情報セキュリティの強化を目的とし、効率性・利便性の向上に関する新たな自治体セキュリティ対策を盛り込んだ総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」とい

う。)が随時改定されている。

この改定において、「三層の対策」の基本的な枠組みを維持しつつ、従来の α モデルに加えて、効率性・利便性の高いモデルとして、インターネット接続系に主たる業務端末及び内部情報システムを配置した新たなセキュリティ強靱化モデルである β モデル、 β ダッシュモデルが示されている。

4 セキュリティ強靱化モデルの選定について

上記3のように、国からも新たなセキュリティ強靱化モデルが示されている中、更新時期を迎える本市の内部情報ネットワークのセキュリティ強靱化モデルについてDX推進本部において検討を重ねた結果、「三層の対策」の基本的な枠組みを維持しつつ、ガイドラインにおける必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、インターネット接続系に主たる業務端末及び特定個人情報を除く重要な情報資産を取り扱う各種内部システムを配置し、業務効率化及び利便性の向上へ寄与が見込まれるモデルでのネットワーク構築を行うこととした。

最終的には、非公開の情報資産も取り扱っている各種システムのインターネット接続領域での運用についても慎重に検討を行いながら、業務効率の更なる向上が期待できる β ダッシュモデルでの業務運用を目指す。

5 内部情報ネットワーク更新時期

令和5年10月

6 事業者選定スケジュール（案）

事業者の選定に当たっては、以下の日程でプロポーザルにて選考する。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 実施要領配布 | 令和4年 8月下旬 |
| (2) 一 次 審 査 | 令和4年10月上旬 |
| (3) 二 次 審 査 | 令和4年10月中旬 |
| (4) 事業者決定 | 令和4年10月下旬 |

7 予算額

- (1) 内部情報ネットワーク設計構築委託料

(債務負担行為：令和4年度～令和5年度) 限度額366,772千円

- (2) 内部情報ネットワーク使用料（令和5年度導入分）（債務負担行為）

(債務負担行為：令和4年度～令和10年度) 限度額313,170千円

(3) 内部情報ネットワーク機器等借上料(令和5年度導入分)

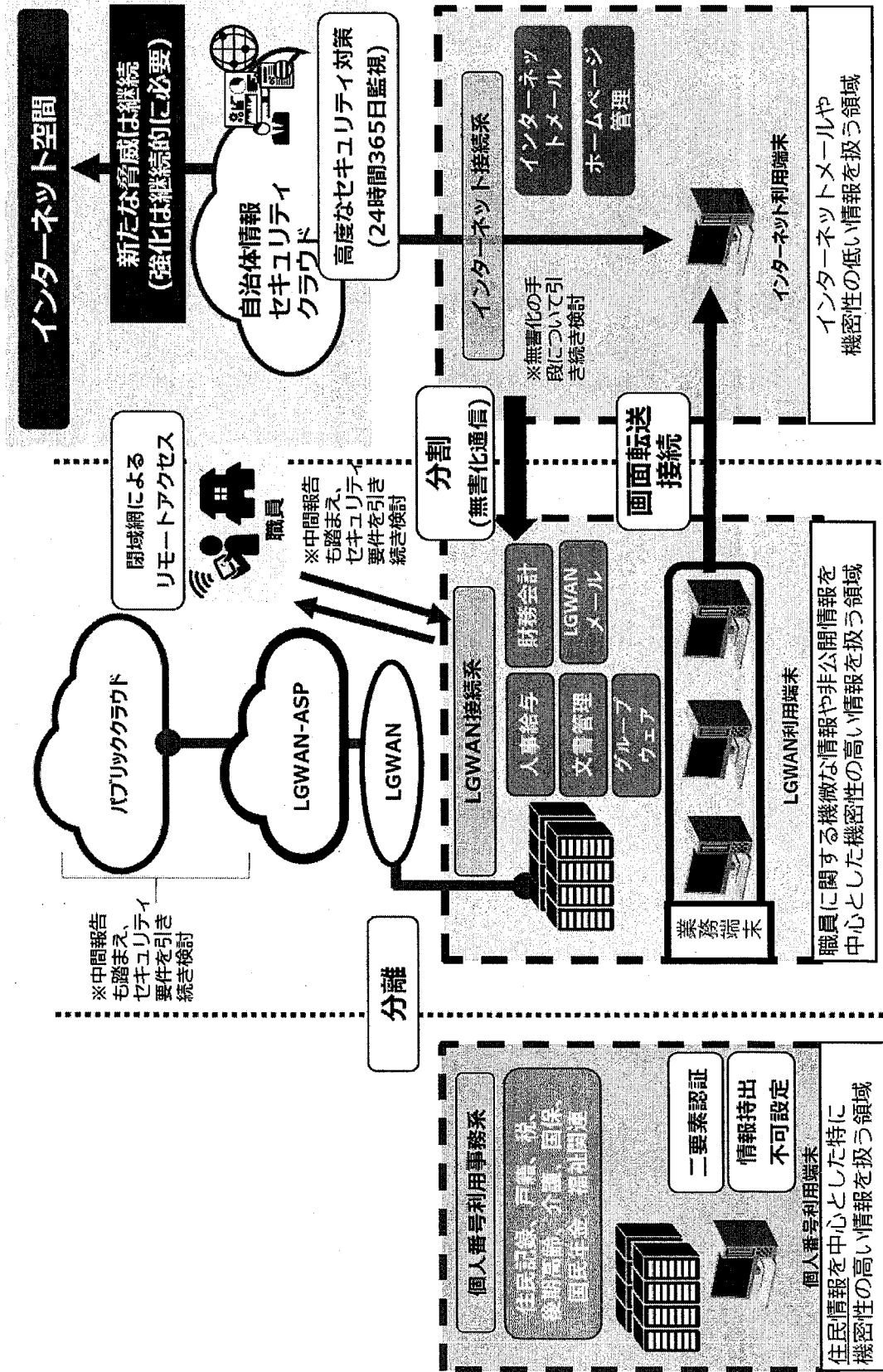
(債務負担行為：令和4年度～令和10年度) 限度額927,820千円

8 その他

上記7の他、内部情報ネットワーク機器等の保守、内部情報ネットワーク複合機器等の保守料及び借上等に係る予算については、別途措置予定

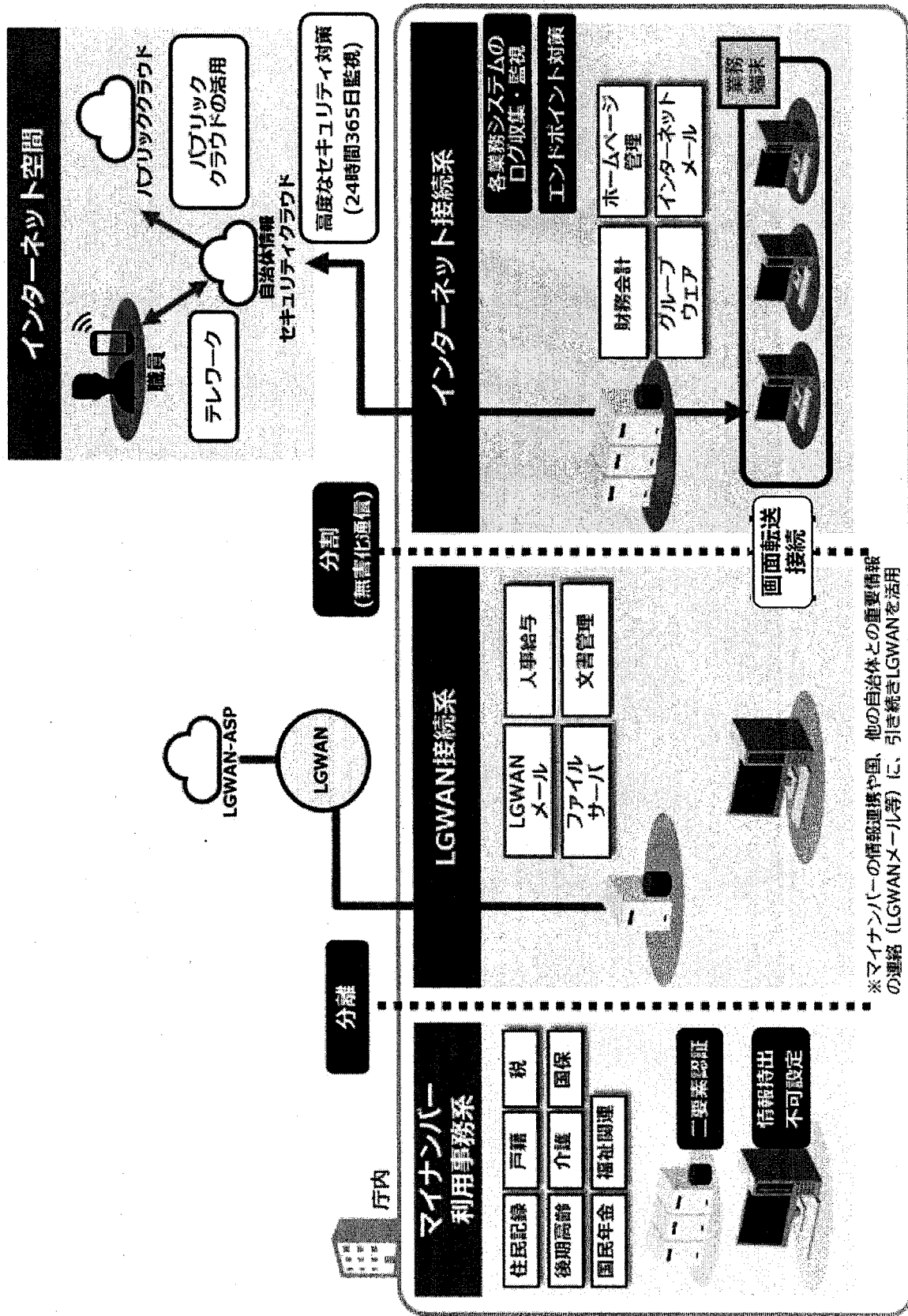
9 各モデルの構成、特徴等

【αモデル：現行の構成】



※ 自治体情報セキュリティ対策の見直しについて (総務省) を基に市で作成

【βダッシュモデル：よりインターネット接続系で操作できる範囲を拡大】



※ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和2年12月版) (総務省) を基に市で作成

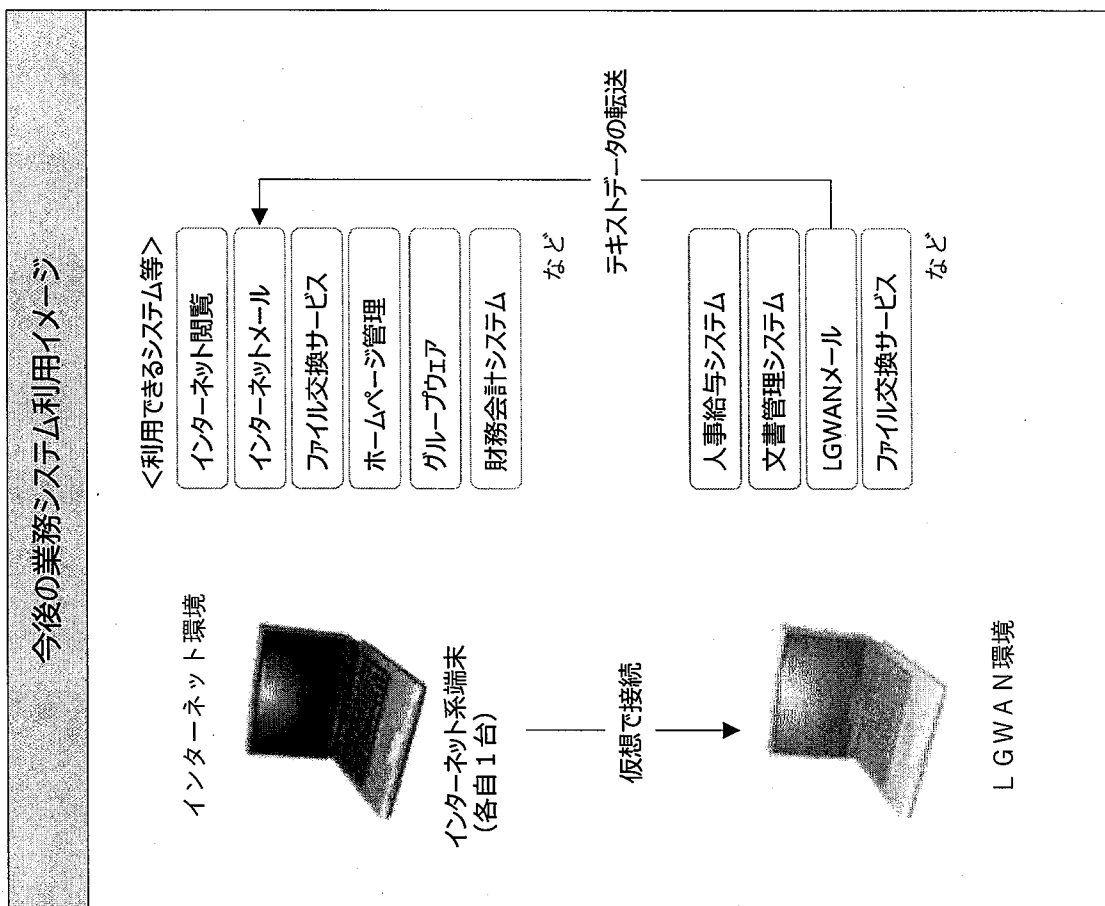
【αモデル / βダッシュモデルの特徴】

◆βダッシュモデルへ移行する目的◆

情報システムのクラウド化（システムの所有から利用へ）、新たな時代の要請及び人材の確保（テレワークの推進、育児や介護などの多様な働き方への対応）、災害時等における業務継続が可能な環境の構築などの観点から、効率性及び利便性を追求しつつ、予測不可能な時代において柔軟に対応できるネットワークの構築を目的とする。

◆βダッシュモデルへの移行に伴い、業務環境を変える◆

- 自席端末をインターネット端末化する。
- 業務端末無線化により、自席端末を会議等への持ち運び可能とし、印刷物の削減によるコストカット・ペーパーレス会議の推進、オンラインミーティングの活用及び打合せしなごらの共同編集による業務効率化を促進する。
- 各種プリンタの複合機化（各フロア1～3台）により、機能集約、省スペース化を促進する。
- 印刷認証システム導入により、誤印刷の削減、取り忘れによる情報漏洩の防止、必要に応じてどの複合機でも印刷可能になる。
- officeソフトの調達方法を変更することにより、業務端末でのWeb会議が可能となり、職員の移動時間削減、コラボレーションしやすい環境の構築を促進する。
- 端末監視ツール（EDR）の導入により端末内でのウイルス等による不正な振る舞いを検知し、迅速な対応を支援する。万一、システムがウイルスらしい動きを検知した場合は、即座に自動でネットワークから遮断される。



議案第40号

令和4年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第2回)

令和4年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和4年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ183,556千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,614,533千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 都 支 出 金		千円 6,662,953	千円 165	千円 6,663,118
	1 都 補 助 金	6,662,953	165	6,663,118
7 繰 越 金		1	183,391	183,392
	1 繰 越 金	1	183,391	183,392
歳 入 合 計		10,430,977	183,556	10,614,533

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 179,088	千円 165	千円 179,253
	1 総 務 管 理 費	145,621	165	145,786
5 基 金 積 立 金		3	18,340	18,343
	1 基 金 積 立 金	3	18,340	18,343
8 予 備 費		20,000	165,051	185,051
	1 予 備 費	20,000	165,051	185,051
歳 出 合 計		10,430,977	183,556	10,614,533

議案第40号資料

令和4年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4都支出金		千円 6,662,953	千円 165	千円 6,663,118
	1都補助金	6,662,953	165	6,663,118
7繰越金		1	183,391	183,392
	1繰越金	1	183,391	183,392
歳入合計		10,430,977	183,556	10,614,533

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 179,088	千円 165	千円 179,253
	1 総 務 管 理 費	145,621	165	145,786
5 基 金 積 立 金		3	18,340	18,343
	1 基 金 積 立 金	3	18,340	18,343
8 予 備 費		20,000	165,051	185,051
	1 予 備 費	20,000	165,051	185,051
歳 出 合 計		10,430,977	183,556	10,614,533

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 165	千円	千円	千円
165			
			18,340
			18,340
			165,051
			165,051
165			183,391

2 歳 入

款 4 都支出金

項 1 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 保険給付費 等交付金	千円 6,568,953	千円 165	千円 6,569,118	2 特別交付金	千円 165

款 7 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 183,391	千円 183,392	1 前年度繰越金	千円 183,391

説	明	千円
2 特別調整交付金（市町村分） （国民健康保険法第75条の2）	（保 険 年 金 課）	165

説	明	千円
1 前年度繰越金	（保 険 年 金 課）	183,391

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	141,960	165	142,125	165		
				165		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	12 委託料	165	2 国民健康保険事業運営に要する経費 (保険年金課) 165 12 委託料 (165) 補助金申請システム修正委託料 165

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 基金積立金	3	18,340	18,343			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
18,340			
18,340	24 積立金	18,340	1 国民健康保険事業運営基金積立金 (保険年金課) 18,340 24 積立金 (18,340) 国民健康保険事業運営基金積立金 (積立元金) 18,340

款 8 予 備 費
 項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	20,000	165,051	185,051			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 165,051		千円	千円

議案第41号

令和4年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第1回)

令和4年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）

令和4年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ102,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,964,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 入 金		千円 1,557,072	千円 1,618	千円 1,558,690
	1 一般会計繰入金	1,474,000	1,618	1,475,618
9 繰 越 金		1	100,764	100,765
	1 繰 越 金	1	100,764	100,765
歳 入 合 計		8,861,767	102,382	8,964,149

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		千円 8	千円 3,266	千円 3,274
	1 基 金 積 立 金	8	3,266	3,274
7 諸 支 出 金		7,486	91,644	99,130
	1 償還金及び還付金	7,486	91,644	99,130
8 予 備 費		2,350	7,472	9,822
	1 予 備 費	2,350	7,472	9,822
歳 出 合 計		8,861,767	102,382	8,964,149

議案第 4 1 号資料

令 和 4 年 度

小 金 井 市

介 護 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 1,557,072	千円 1,618	千円 1,558,690
	1 一般会計繰入金	1,474,000	1,618	1,475,618
9 繰越金		1	100,764	100,765
	1 繰越金	1	100,764	100,765
歳入合計		8,861,767	102,382	8,964,149

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5基金積立金		千円 8	千円 3,266	千円 3,274
	1基金積立金	8	3,266	3,274
7諸支出金		7,486	91,644	99,130
	1償還金及び還付金	7,486	91,644	99,130
8予備費		2,350	7,472	9,822
	1予備費	2,350	7,472	9,822
歳出合計		8,861,767	102,382	8,964,149

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			3,266
			3,266
			91,644
			91,644
			7,472
			7,472
			102,382

2 歳 入

款 8 繰 入 金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
4 低所得者保 険料軽減繰 入金	千円 91,463	千円 1,618	千円 93,081	2 過年度分	千円 1,618

款 9 繰 越 金

項 1 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰 越 金	千円 1	千円 100,764	千円 100,765	1 前年度繰越金	千円 100,764

説	明	千円
1 過年度分	(介護福祉課)	1,618

説	明	千円
1 前年度繰越金	(介護福祉課)	100,764

3 歳 出

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	8	3,266	3,274			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,266			
3,266	24 積立金	3,266	
			1 介護給付費準備基金積立金 (介護福祉課) 3,266
			24 積立金 (3,266) 介護給付費準備基金積立金 (積立元金) 3,266

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	7,475	△ 536	6,939			
3 償 還 金	1	92,180	92,181			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 536			
△ 536	22 償還金利子及び割引料	△ 536	1 保険料等の還付に要する経費 (介護福祉課) △ 536
			22 償還金利子及び割引料 (△ 536) 第1号被保険者保険料還付金 △ 536
92,180			
92,180	22 償還金利子及び割引料	92,180	1 交付金等の返還金 (介護福祉課) 92,180
			22 償還金利子及び割引料 (92,180) 令和3年度介護給付費国庫負担金返還金 56,961 令和3年度介護給付費支払基金返還金 10,562 令和3年度介護給付費都負担金返還金 15,760 令和3年度地域支援事業費国庫補助金返還金 5,030 令和3年度地域支援事業費支払基金返還金 931 令和3年度地域支援事業費都補助金返還金 2,936

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	2,350	7,472	9,822			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 7,472		千円	千円

議案第42号

令和4年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第1回)

令和4年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

令和4年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ52,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,939,941千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 1,180,423	千円 224	千円 1,180,647
	1 他会計繰入金	1,180,423	224	1,180,647
4 繰越金		1	50,897	50,898
	1 繰越金	1	50,897	50,898
5 諸収入		95,723	1,500	97,223
	3 受託事業収入	88,707	1,500	90,207
歳入合計		2,887,320	52,621	2,939,941

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 34,550	千円 1,500	千円 36,050
	1 葬祭費	34,550	1,500	36,050
3 広域連合納付金		2,746,294	20,297	2,766,591
	1 広域連合納付金	2,746,294	20,297	2,766,591
5 諸支出金		6,155	30,824	36,979
	1 償還金及び還付加算金	5,010	28,642	33,652
	2 繰出金	1,145	2,182	3,327
歳出合計		2,887,320	52,621	2,939,941

議案第42号資料

令和4年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 1,180,423	千円 224	千円 1,180,647
	1 他会計繰入金	1,180,423	224	1,180,647
4 繰越金		1	50,897	50,898
	1 繰越金	1	50,897	50,898
5 諸収入		95,723	1,500	97,223
	3 受託事業収入	88,707	1,500	90,207
歳入合計		2,887,320	52,621	2,939,941

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		千円 34,550	千円 1,500	千円 36,050
	1 葬 祭 費	34,550	1,500	36,050
3 広域連合納付金		2,746,294	20,297	2,766,591
	1 広 域 連 合 納 付 金	2,746,294	20,297	2,766,591
5 諸 支 出 金		6,155	30,824	36,979
	1 償還金及び還付加算金	5,010	28,642	33,652
	2 繰 出 金	1,145	2,182	3,327
歳 出 合 計		2,887,320	52,621	2,939,941

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		1,500	
		1,500	
		224	20,073
		224	20,073
			30,824
			28,642
			2,182
		1,724	50,897

2 歳入

款 3 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,180,423	千円 224	千円 1,180,647	3 事務費繰入金	千円 213
				4 保険料軽減措置繰入金	11

款 4 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 50,897	千円 50,898	1 前年度繰越金	千円 50,897

款 5 諸収入

項 3 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 受託事業収入	千円 88,707	千円 1,500	千円 90,207	2 葬祭費受託事業収入	千円 1,500

説	明	
		千円
1 事務費繰入金	(保険年金課)	213
1 保険料軽減措置繰入金	(保険年金課)	11

説	明	
		千円
1 前年度繰越金	(保険年金課)	50,897

説	明	
		千円
1 葬祭費受託事業収入	(保険年金課)	1,500

3 歳 出

款 2 保険給付費

項 1 葬 祭 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 葬 祭 費	34,550	1,500	36,050			1,500
						1,500

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	1,500	1 葬祭費に要する経費 (保険年金課) 1,500
			18 負担金補助及び交付金 (1,500) 葬 祭 費 1,500

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,746,294	20,297	2,766,591			224
						224

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
20,073			
20,073	18 負担金補助及び交付金	20,297	1 広域連合分賦金に要する経費(保険年金課) 20,297
			18 負担金補助及び交付金 (20,297)
			事務費負担金 213
			保険料等負担金(過年度分) 20,073
			保険料軽減措置負担金(過年度分) 11

款 5 諸支出金

項 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 償還金及び還付加算金	5,010	28,642	33,652			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
28,642			
28,642	22 償還金利子及び割引料	28,642	1 償還金及び還付加算金 (保 険 年 金 課) 28,642
			22 償還金利子及び割引料 (28,642)
			償還金及び還付加算金 26,742
			令和3年度葬祭費受託事業収入返還金 1,900

款 5 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰 出 金	1,145	2,182	3,327			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,182			
2,182	27 繰出金	2,182	1 一般会計繰出金 (保 険 年 金 課) 2,182
			27 繰 出 金 (2,182)
			一般会計繰出金 2,182

議案第43号

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員石井一郎が令和4年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 石井 一郎

年 齢 63歳

職 業 会社役員

議案第43号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 石 井 一 郎

年 齢 63歳

職 業 会社役員

学 歴

昭和56年3月 明星大学理工学部電気工学科卒業

職 歴

昭和56年4月 株式会社大阪有線放送入社

昭和57年1月 同社退社

昭和57年2月 有限会社石井ホームサービス入社

昭和58年2月 宅地建物取引士の資格を取得

平成16年3月 同社代表取締役就任

平成28年10月 小金井市固定資産評価審査委員会委員に就任、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第44号

小金井市長期計画審議会条例の一部を改正する条例

小金井市長期計画審議会条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市基本構想・基本計画の適切な進行管理を図ることを目的とし、小金井市長期計画審議会において基本計画の推進及び効果検証について所掌事務に加えるため、本案を提出するものであります。

小金井市長期計画審議会条例の一部を改正する条例

小金井市長期計画審議会条例（昭和44年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小金井市長期計画を策定」を「小金井市基本構想・基本計画を策定するとともに、同計画を推進し、及び効果を検証」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審議会は、基本計画の推進及び効果検証に関する事項について調査審議するほか、市長の諮問に応じ、小金井市基本構想・基本計画の策定に関する必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

第3条第1項中「16名」を「16人」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 市民 5人以内

第3条第2項第5号中「および」を「及び」に、「2名」を「2人」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「1名」を「1人」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「1名」を「1人」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「学識経験者その他」を「学識経験者」に、「12名」を「2人」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 関係団体が推薦する者 5人以内

第3条第3項を次のように改める。

3 前項第1号に定める委員は、公募によるものとする。

第3条に次の3項を加える。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

5 前項の規定にかかわらず、市長が前条の諮問をしてから当該諮問に対する答申が終了するまでの間に委員の任期が満了する場合、委員の任期は、その答申の終了まで継続するものとする。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条第1項中「よつて」を「よって」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「および」を「及び」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市長期計画審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(設置) 第1条 <u>小金井市基本構想・基本計画を策定するとともに、同計画を推進し、及び効果を検証するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市長期計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。</u> <u>(所掌事務)</u> 第2条 <u>審議会は、基本計画の推進及び効果検証に関する事項について調査審議するほか、市長の諮問に応じ、小金井市基本構想・基本計画の策定に関する必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。</u> (組織) 第3条 <u>審議会は、委員16人以内で組織する。</u> 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 市民 5人以内 (2) 関係団体が推薦する者 5人以内 (3) 学識経験者 2人以内 (4) 教育委員会の委員 1人 (5) 農業委員会の委員 1人 (6) 市に勤務する職員及び関係行政機関の職員 2人以内</p>	<p>(設置) 第1条 <u>小金井市長期計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市長期計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。</u> <u>(所掌事務)</u> 第2条 <u>審議会は、市長の諮問に応じ、長期計画の策定に関する必要な事項を調査および審議し、答申する。</u> (組織) 第3条 <u>審議会は、委員16名以内で組織する。</u> 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 削除 (2) 学識経験者その他 12名以内 (3) 教育委員会の委員 1名 (4) 農業委員会の委員 1名 (5) 市に勤務する職員および関係行政機関の職員 2名以内</p>	<p>設置目的の見直し</p> <p>所掌事務の見直し</p>
<p>3 前項第1号に定める委員は、公募によるものとする。</p>	<p>3 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によつて満了するものとする。</p>	<p>用語の整備</p> <p>委員構成に係る規定の整備及び定員の見直し</p> <p>委員の選任方法に係る</p>

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

5 前項の規定にかかわらず、市長が前条の諮問をしてから当該諮問に対する答申が終了するまでの間に委員の任期が満了する場合、委員の任期は、その答申の終了まで継続するものとする。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 省略

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもつて組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議公開)

第7条 省略

(専門委員)

規定の整備
委員の任期
に係る規定
の追加
同上

同上

用語の整備

用語の整備

部会の設置

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 省略

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議公開)

第6条 省略

(専門委員)

条の繰下げ

<p>第8条 専門の事項を調査及び審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。</p> <p>2 省略 (庶務)</p> <p>第9条 省略 (委任規定)</p> <p>第10条 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第7条 専門の事項を調査および審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。</p> <p>2 省略 (庶務)</p> <p>第8条 省略 (委任規定)</p> <p>第9条 省略</p>	<p>条の繰下げ 及び用語の 整備</p> <p>条の繰下げ</p> <p>同上</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

議案第45号

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の開始に向けて、個人番号の独自利用等について規定を整備するため、本案を提出するものであります。

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

7 市長	小金井市難病者福祉手当条例（昭和62年条例第18号）による難病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

13 市長	小金井市難病者福祉手当条例による難病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童育成手当関係情報のうち障害手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 小金井市中心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支
-------	----------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		給に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの (7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (8) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の政令で定める給付又は事業に関する情報であって規則で定めるもの (10) 乳幼児医療費助成関係情報であ

		って規則で定めるもの (11) 義務教育就学児医療費助成関係 情報であって規則で定めるもの (12) ひとり親家庭等医療費助成関係 情報であって規則で定めるもの
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第45号資料1

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第1 (第4条関係)	執行機関	事務	別表第1 (第4条関係)	
7	市長	<p>省略</p> <p>小金井市難病者福祉手当条例(昭和62年条例第18号)による難病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>執行機関</p> <p>事務</p> <p>省略</p>	<p>個人情報の追 定の範囲の追加</p>
8	市長	<p>心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>執行機関</p> <p>事務</p> <p>省略</p>	
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)		同上
別表第1 (第4条関係)	執行機関	事務	特定個人情報	
13	市長	<p>省略</p> <p>小金井市難病者福祉手当条例による難病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>執行機関</p> <p>事務</p> <p>特定個人情報</p>	
		<p>(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規</p>		

<p>14 市長</p>	<p>心身障害者の医療費の助成に関する条例による心身障害者の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>則第94号)による医療費助成に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童育成手当関係情報のうち障害手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 小金井市心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>(1) 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
--------------	------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
- (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
- (4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
- (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
- (6) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
- (7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
- (8) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の政令で定める給付又は事業に関する情報であって規則で定めるもの
- (10) 乳幼児医療費助成関

係情報であって規則で定めるもの
(1) 義務教育就学児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
(2) ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和4年10月1日の日から施行する。

議案第45号資料2

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成28年規則第74号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 小金井市難病者福祉手当条例（昭和62年条例第18号）第5条の規定による難病者福祉手当の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 小金井市難病者福祉手当条例第11条の規定による難病者福祉手当の現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）第4条の規定による受給者証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療費の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (3) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条の規定による届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第4条第9項第1号キ中「情報」の次に「（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」を加える。

第4条に次の2項を加える。

13 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 小金井市難病者福祉手当条例第5条の規定による難病者福祉手当の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応

答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る申請者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第6条の医療費助成の認定に関する情報

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

エ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童育成手当関係情報のうち障害手当の支給に関する情報

オ 当該申請に係る申請者に係る心身障害者福祉手当関係情報

(2) 小金井市難病者福祉手当条例第11条の規定による難病者福祉手当の現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報

1.4 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第4条の規定による受給者証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報

イ 当該申請に係る申請者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請に係る申請者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

カ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る国民健

康保険関係情報

- キ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - ク 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る後期高齢者医療関係情報
 - ケ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る中国在留邦人等支援給付実施関係情報
 - コ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る障害者自立支援給付関係情報
 - サ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）による保険給付の支給に関する情報
 - シ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る乳幼児医療費助成関係情報
 - ス 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る義務教育就学児医療費助成関係情報
 - セ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係るひとり親家庭等医療費助成関係情報
- (2) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療費の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務前号に掲げる情報
- (3) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条の規定による届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

議案第46号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に
伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条
例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係
条例の規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

(小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項中「後8週間を経過する日」を「以後1年を経過する日」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「1歳6か月到達日」という。)の次に「(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4に規定する場合に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)」を加え、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第2号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日
- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合
- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて

次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条第8号を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から57日間とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第17条第8項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間に含ま

れる育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間に含まれる育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

第18条の2中「第2条及び第3条」を「第2条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
（小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に配偶者の出産の日の翌日又は出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内にある男子職員であつて、既に承認を受けた育児参加休暇が5日に満たないものについては、この条例による改正後の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条の3第2項の期間内において同条第3項に規定する日数まで通算し、育児参加休暇の承認を受けることができる。
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に関する部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日以後に開始する育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第46号資料1

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(育児参加休暇)</p> <p>第10条の3 省略</p> <p>2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>(育児参加休暇)</p> <p>第10条の3 省略</p> <p>2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>取得対象期間の拡大</p>
<p>付 則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>(小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に配偶者の出産の日の翌日又は出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内にある男子職員であつて、既に承認を受けた育児参加休暇が5日に満たないものについては、この条例による改正後の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条の3第2項の期間内において同条第3項に</p>		

規定する日数まで通算し、育児参加休暇の承認を受けることができるとができる。

- 3 省略
- 4 省略

職員の育児休業等に関する条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>① その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月未満の日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4に規定する場合に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないこと及び明らかな非常勤職員</p> <p>(4) 省略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>① その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月未満の日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(4) 省略</p>	<p>育休取得要件の緩和・取得の柔軟化に関する規定の整備</p>

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

① その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合においては、当該末日とされた日。以下①において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

② その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合においては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 省略
- (2) 省略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 省略
- (2) 省略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において、当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日）が異なるときは、そのい

育取得の
柔軟化に
関する規
定の整
備

ずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)
第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当する

育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)
第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日

育休取得の柔軟化に関する規定の整備

ときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 省略
(3) 省略

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) } 省略
 } 省略
(4) }

とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するるときとする。

(1) 省略
(2) 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)
第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) } 省略
 } 省略
(4) }

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了

条の移動

育休取得回数制限の緩和

和に関する
規定の整備
及び号の繰
上げ

後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

- (6) 省略
- (7) 省略

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

条の移動

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）
第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から57日間とする。

付 則（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 省略
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に関する部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日以後に開始する育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の給与に関する条例（第3条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 } 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>7 } 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 } 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>7 } 省略</p>	
<p>8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。</p> <p>(1) 省略</p>	
<p>(2) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p><u>了。当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間に含まれる育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生</u></p>	<p>(2) <u>育児休業法第2条及び第3条の規定により育児休業をしている期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である場合を除く。）については、その2分の1の期間</u></p>	<p>育児休業期間の除算に関する規定の整備</p>

の日から57日間に含まれる育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

(3) 省略

(4) 省略

9 省略

(育児休業者の給与)

第18条の2 育児休業法第2条の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、第17条及び第17条の2の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

付 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

2

3

4

} 省略

(3) 省略

(4) 省略

9 省略

(育児休業者の給与)

第18条の2 育児休業法第2条及び第3条の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、第17条及び第17条の2の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

規定の整備

議案第46号資料2

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に
伴う関係条例の整備に関する条例の主な概要

1 育児参加休暇

取得対象期間を「産後8週間を経過する日まで」から「子が1歳に達する日まで」
に拡大する。

2 育児休業

(1) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了することが明らかでない等の取得要件について、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に緩和する。

(2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

子が1歳以降に育児休業を取得しようとする場合、子が1歳又は1歳6か月の日のみを開始日としていたところ、柔軟な設定を可能とする。

(3) 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業の取得回数を「1回」から「2回」までに拡大する。

(4) 正規職員等の期末手当の算定における、除算の取扱いの見直し

期末手当の在職期間等の算定に当たり、1か月未満の育児休業の場合にはその期間を除算しないこととなっており、その除算期間の計算において、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする。

議案第47号

小金井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市職員の定年等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第12条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第13条）

第5章 雑則（第14条）

付則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員

を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の理由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の理由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)第6条の2に規定する給料の特別調整額を支給される職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職

勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

- (3) 当該職員の他の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に

延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として任命権者が別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項もしくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとする

ときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、付則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の小金井市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の小金井市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準

日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項もしくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項もしくは次項又は次条第1項もしくは第2

項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項もしくは第2項又は次条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占め

る職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。付則第8条において同じ。）に達しているもの（新条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この条において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第13条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日におけ

る当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者を、新条例第13条の規定により採用することができず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第13条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第47号資料1

小金井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 定年制度 (第2条-第5条)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条-第12条)</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第13条)</p> <p>第5章 雑則 (第14条)</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65</u>年とする。</p>	<p>現行条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60</u>年とする。</p>	<p>目次及び章名の追加</p> <p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p> <p>章名の追加</p> <p>定年年齢の変更</p> <p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p>
<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内において定年退職を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させること</p>	<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限内で勤務を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</p>	

とができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないこととできない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えないこととできない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務さ

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の理由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えないこととできない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務

地方公務員
法の改正に
伴う規定の
整備

地方公務員

せる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員が同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 省略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例(昭和26年条令第3号)第6条の2に規定する給料の特別調整額を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規

させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の理由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 省略

草名の追加
管理監督職
勤務上限年
齢制の対象
となる管理
監督者に係
る規定の追
加
同上

同上

定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の前年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3) 当該職員以外の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の他の職への降任をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするも

管理監督職
勤務上限年
齢制の対象
となる管理
監督者に係
る規定の追
加

のであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことできない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することのできる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として任命権者が別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制

管理監督職
勤務上限年
齢制の対象
となる管理
監督者に係
る規定の追
加

同上

上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員への職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項もしくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

管理監督職
勤務上限年
齢の対管理
となる管理
監督者に係
る規定の追
加

同上

同上

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しうとすることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しうとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

管理監督職
勤務上限年
齢制の対象
となる管理
監督者に係
る規定の追
加
章名の追加
定年前再任
用短時間勤
務職員の任
用に係る規
定の追加

章名の追加

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

- 1 省略
- 2 省略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日

委任規定の追加

定年に関する経過措置に係る規定の追加

情報の提供及び勤務の意思の確認に係る規定の追加

付 則

- 1 省略
- 2 省略

を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の小金井市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の小金井市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該

旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日）をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項もしくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されてい

たものとした場合における旧条例定年における当該職に係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項もしくは次項又は次条第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定

により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならぬ。
- 4 暫定再任用職員（第1項もしくは第2項又は次条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならぬ。
- 第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第13条に

規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条
例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤
務を要する職であるものとした場合における旧条例定年(施行
日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以
後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の
職)については、当該職が施行日の前日に設置されていたも
のとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務
を要する職であるものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係
る年齢)をいう。)に達しているものを、従前の勤務実績
その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、
1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職
に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公
務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2
項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日まで
の間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間
勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占
める職員が、常時勤務を要する職であるものとした場合におけ
る新条例定年をいう。付則第8条において同じ。)に達し
ているもの(新条例第13条の規定により当該短時間勤務
の職に採用することができない者を除く。)を、従前の勤務
実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考に
より、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤
務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項
までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及

び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める

職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された

職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短

時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並

びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日）をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この条において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日まで新条例第13条に規定する年齢60年以上退職者（基準

日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者を、新条例第13条の規定により採用することができず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第13条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

定年引上げの概要について

1 定年制

(1) 定年

令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、65歳とする。なお、定年の段階的な引上げは以下のとおり。

令和5・6年度:61歳 令和7・8年度:62歳 令和9・10年度:63歳

令和11・12年度:64歳 令和13年度~:65歳

(2) 再任用制度

ア 現行再任用制度

令和5年3月31日をもって廃止する。

イ 定年前再任用短時間制度

60歳以後の体力不安や介護等を理由とする働き方の見直しを可能とするため、令和6年4月1日から運用を開始する。

(ア) 対象職員 60歳に達した日以後、定年前に退職した職員

(イ) 制度内容 常勤職員の定年退職に当たる日まで、短時間再任用職員として任用

(ロ) 給与及び休暇制度 現行の短時間再任用職員と同様

ウ 暫定再任用制度

定年の段階的な引上げ期間中（令和5年度～令和13年度）において65歳までの間の雇用を確保するため、令和5年4月1日から運用を開始する。

(ア) 対象職員 定年引上げ以前に定年退職した職員

定年引上げ以後に定年退職した職員

現行の再任用職員のうち、引き続き暫定再任用職員を希望する職員

(イ) 制度内容 定年到達後から65歳までの間、フルタイム又は短時間再任用職員として任用

(ロ) 給与及び休暇制度 現行の再任用職員と同様

2 任用制度

(1) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）

組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、役職定年制を導入する。

ア 役職定年の対象範囲 部長職及び課長職

イ 役職定年年齢 60歳

ウ 降任後の職層 係長職

エ 特例任用

国の特例任用の取扱いを踏まえると、現状、本市においては、特例任用に該当する職はない。

(2) 昇任制度

昇任試験の受験年齢（現在58歳未満）を令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げる（63歳まで）。

3 給与制度

(1) 給与水準

当分の間、60歳前の7割の水準に設定する。

(2) 昇給

現行の55歳昇給停止を維持する（人事評価上位者は1号昇給有り）。

(3) 給料

ア 給料月額

当分の間、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、その者の受ける号給の給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じた場合は切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じた場合は100円に切り上げる。）とする。

イ 管理監督職勤務上限年齢調整額

役職定年制により降任した60歳超の職員に支給される管理監督職勤務上限年齢調整額は、60歳前の額の7割を基本に額を設定する。

(4) 諸手当

職員に支給される手当の種類は現行どおりとする。

（期末・勤勉手当の年間支給月数については、60歳前の職員と同様（人事評価結果の一時金反映も同様））

4 退職手当制度

(1) 基本額

給料月額7割措置に伴い、退職手当の基本額に係る特例（ピーク時特例）を導入する。

(2) 調整額

60歳超の職員は60歳前の職員と同じ職級で引き続き勤務することが原則であることから、定年引上げに伴う調整額の見直しは行わない。

5 旅費

現行どおりとする。

6 勤務時間・休暇制度

現行どおりとする。

7 服務制度

現行どおりとする。

8 福利厚生制度

現行どおりとする。

9 その他

(1) 情報提供・意思確認

現行の再任用説明会等と同様に、59歳の職員に対して、説明会、意思確認等を行う。

(2) その他

国は、60歳前後の給与水準が連続的なものになるよう、令和12年度末までに所要の措置を順次講じることや令和3年の改正後の地方公務員法施行後も必要に応じて役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制の見直しを検討することとしており、今後、国及び都の動向を注視していく。

定年引上げに係る影響額（令和5～令和13年度）

・ 該当職員全員が定年引上げ後の定年年齢まで正規職員、その後65歳まで暫定再任用職員に任用するものとする。

・ 給与について

60歳超の正規職員の人件費を7割水準から8,500千円×70%=5,950千円とし、再任用職員の3,300千円との差額2,650千円を1人当たりの影響額とする。

※令和4年度職員1人当たりの人件費：正規職員8,500千円 再任用職員（短時間）3,300千円

・ 退職手当について

「職員の退職の日における給料月額に43を乗じて得た額」が上限となることから、影響がある場合は60歳時点で勤続35年に達していない者となるため、影響は限定的（令和13年度まで計約7,000千円）である。

【給与】

年度	影響額	人数
R5年度	0千円	0人分
R6年度	26,500千円	10人分
R7年度	50,350千円	19人分
R8年度	113,950千円	43人分
R9年度	124,550千円	47人分
R10年度	161,650千円	61人分
R11年度	143,100千円	54人分
R12年度	174,900千円	66人分
R13年度	159,000千円	60人分
合計	954,000千円	

人数※	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
10人	60歳 正職	61歳 再任用	62歳 再任用	63歳 再任用	64歳 再任用	65歳 再任用					
	59歳 正職	60歳 正職	61歳 正職	62歳 再任用	63歳 再任用	64歳 再任用	65歳 再任用				
19人	58歳 正職	59歳 正職	60歳 正職	61歳 正職	62歳 正職	63歳 再任用	64歳 再任用	65歳 再任用			
	57歳 正職	58歳 正職	59歳 正職	60歳 正職	61歳 正職	62歳 正職	63歳 正職	64歳 再任用	65歳 再任用		
23人	56歳 正職	57歳 正職	58歳 正職	59歳 正職	60歳 正職	61歳 正職	62歳 正職	63歳 正職	64歳 正職	65歳 再任用	
	55歳 正職	56歳 正職	57歳 正職	58歳 正職	59歳 正職	60歳 正職	61歳 正職	62歳 正職	63歳 正職	64歳 正職	65歳 正職
14人	54歳 正職	55歳 正職	56歳 正職	57歳 正職	58歳 正職	59歳 正職	60歳 正職	61歳 正職	62歳 正職	63歳 正職	64歳 正職
	53歳 正職	54歳 正職	55歳 正職	56歳 正職	57歳 正職	58歳 正職	59歳 正職	60歳 正職	61歳 正職	62歳 正職	63歳 正職
17人	52歳 正職	53歳 正職	54歳 正職	55歳 正職	56歳 正職	57歳 正職	58歳 正職	59歳 正職	60歳 正職	61歳 正職	62歳 正職
	51歳 正職	52歳 正職	53歳 正職	54歳 正職	55歳 正職	56歳 正職	57歳 正職	58歳 正職	59歳 正職	60歳 正職	61歳 正職
16人	51歳 正職	52歳 正職	53歳 正職	54歳 正職	55歳 正職	56歳 正職	57歳 正職	58歳 正職	59歳 正職	60歳 正職	61歳 正職
	50歳 正職	51歳 正職	52歳 正職	53歳 正職	54歳 正職	55歳 正職	56歳 正職	57歳 正職	58歳 正職	59歳 正職	60歳 正職

※人数は、令和4年4月1日現在

議案第48号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務に応じた」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「任期付条例」を「小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）」に、「再任用短時間勤務職員に対する給料月額の算定の例によるものとする」を「その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項に掲げる給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 任命権者は、全ての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表に従い、第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表により給料を支給しなければならない。

第7条第1項及び第8条の3第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第8項第2号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第17条の2第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付す。

付則第2項に見出しとして「(小金井町有給職員給料額及び旅費額並びにその支給条例の廃止)」を付し、付則に次の8項を加える。

(給料月額7割措置)

- 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第5項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第5項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

(給料月額7割措置の適用除外)

- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 小金井市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第32号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 小金井市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において付則第3項の規定が適用されていた職員を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢調整額の支給等)

- 5 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び付則第7項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるも

のとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第5項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第5項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第5項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、付則第5項及び第6項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 付則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(期末手当に係る算定)

9 付則第5項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項(第17条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と付則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

(付則第3項から前項までの規定に係る委任)

10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、付則第3項の規定による給料月額、付則第5項の規定による給料その他付則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中

「

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級
	号					

を

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

に、「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100
-------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間 勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

に改める。

別表第1の2中

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級
	号				

を

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

に、「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	208,100	222,400	242,600	274,000
-------	---------	---------	---------	---------

を
「

定年前再任用短時間 勤務職員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額
	208,100	222,400	242,600	274,000

に改める。

別表第2備考を次のように改める。

備考 法第22条の4第1項の規定により採用された職員の職務の級は1級とするものとする。

別表第2の2備考を次のように改める。

備考 法第22条の4第1項の規定により採用された職員の職務の級は1級とするものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第3項から第10項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

3 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤

務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第7条第1項、第8条の3第1項、第17条第3項及び第17条の2第3項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第7条第1項、第8条の3第1項、第12条第2項、第15条第2項、第17条第3項及び第17条の2第3項の規定を適用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（小金井市職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正）

- 8 小金井市職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和30年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「給料および」を「その発令の日に受ける給料及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を当該合計額から減ずるものとする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(給料表) 第3条 省略 2 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額はその者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給料表) 第3条 省略 2 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務に応じた額とする。</p> <p>3 小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年条例第31号。以下「任期付条例」という。)第3条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項第1号の規定により採用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務に応じた額とする。</p> <p>4 法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 任期付条例第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、再任用短時間</p>	<p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p> <p>規定の整備</p> <p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p> <p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p>

用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項に掲げる給料月額に、勤務時間条第2条第3項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 省略

5 任命権者は、全ての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表に従い、第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表により給料を支給しなければならぬ。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員（行(1)5級職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）に対して給料の支給方法に準じて支給する。

2 } 省略
3 }
4 }

(住居手当)

第8条の3 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員（行(1)4級職員、行(1)5級職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、自ら居住する者で、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているものに支給する。

2 省略

3 省略

(時間外勤務手当)

第12条 省略

間勤務職員に対する給料月額の算定の例によるものとする。

伴う規定の整備及び項の繰上げ

項の繰上げ
規定の整備

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員（行(1)5級職員、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）に対して給料の支給方法に準じて支給する。

2 } 省略
3 }
4 }

(住居手当)

第8条の3 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員（行(1)4級職員、行(1)5級職員、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、自ら居住する者で、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているものに支給する。

2 省略

3 省略

(時間外勤務手当)

第12条 省略

2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が任命権者が定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、前項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

3 } 省略
 6 }

(勤務1時間当たりの給料等の額の算出)

第15条 省略

2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給料等の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額それぞれに12を乗じて得た額を1週間の勤務時間に52を乗じて得たものから勤務時間条例第7条に規定する休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重複する日を除く。)の合計日数に勤務時間条例第3条第2項ただし書に規定する勤務時間を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第17条 省略

2 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のもの項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 } 省略
 7 }

2 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が任命権者が定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、前項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

3 } 省略
 6 }

(勤務1時間当たりの給料等の額の算出)

第15条 省略

2 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給料等の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額それぞれに12を乗じて得た額を1週間の勤務時間に52を乗じて得たものから勤務時間条例第7条に規定する休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重複する日を除く。)の合計日数に勤務時間条例第3条第2項ただし書に規定する勤務時間を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第17条 省略

2 省略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のもの項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 } 省略
 7 }

地方公務員法の改正に伴う用語の整備

同上

同上

<p>注 議案第46号により、令和4年10月1日から施行予定</p> <p>8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条及び第3条の規定により育児休業をしている期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれ期間を合算した期間)が1か月以下である場合を除く。))については、その2分の1の期間</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>9 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合は、当該再任用職員の場合においては、当該再任用職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ100分の50を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 省略</p> <p>(小金井町有給職員給料額及び旅費額並びにその支給条例の廃止)</p> <p>2 省略</p>	<p>規定の整備</p> <p>地方公務員法の改正に伴う用語の整備</p> <p>見出しの追加</p> <p>同上</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

(給料月額7割措置)

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第5項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第5項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額が定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

(給料月額7割措置の適用除外)

- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 小金井市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第32号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 小金井市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において付則第3項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 5 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び付則第7項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち

給料月額7割措置の導入

同上

管理監督職勤務上限年齢調整額等の設定

ち、特定日に付則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第5項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第5項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第5項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、付則第5項及び第6項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 付則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

管理監督職
勤務上限年
齢調整額等
の設定

同上

同上

(期末手当に係る算定)

9 付則第5項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項(第17条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と付則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

(付則第3項から前項までの規定に係る委任)

10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、付則第3項の規定による給料月額、付則第5項の規定による給料その他付則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用短時間勤務職員以外の職員	省略					

管理監督職
勤務上限年
齢調整額等
の設定

委任規定の
追加

地方公務員
法の改正に
伴う規定の
整備

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級
	号	省略				
再任用職員以外の職員	省略					

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	198,3 00	230,4 00	271,0 00	313,0 00	429,1 00

備考 省略

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の 職員	号給	省略			
		208,1 00	222,4 00	242,6 00	274,0 00

備考 省略

再任用職員	198,3 00	230,4 00	271,0 00	313,0 00	429,1 00

備考 省略

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員 の区 分	級 号	1級	2級	3級	4級
		再任用職 員以外 の職員	号	省略	
208,1 00	222,4 00			242,6 00	274,0 00

備考 省略

地方公務員
法の改正に
伴う規定の
整備

別表第2 (第3条関係)

(表省略)

備考 法第22条の4第1項の規定により採用された職員
の職務の級は1級とするものとする。

別表第2の2 (第3条関係)

(表省略)

備考 法第22条の4第1項の規定により採用された職員
の職務の級は1級とするものとする。

別表第2 (第3条関係)

(表省略)

備考 1 法第28条の5第1項の規定により採用された
職員の職務の級は1級とするものとする。

2 法第28条の4第1項の規定により採用された
職員の職務の級の適用については、次の各号に掲げ
るその職員の退職時の職務の級に応じ、当該各号に
定める職務の級とする。ただし、その職務の級が職
務の特殊性等により、これと異なる職務の級とする
場合で、あらかじめ市長の承認を得たときは、この
限りでない。

(1) 1級及び2級 1級

(2) 3級から5級まで 2級

別表第2の2 (第3条関係)

(表省略)

備考 1 法第28条の5第1項の規定により採用された
職員の職務の級は1級とするものとする。

2 法第28条の4第1項の規定により採用された
職員の職務の級の適用については、次の各号に掲げ
るその職員の退職時の職務の級に応じ、当該各号に
定める職務の級とする。ただし、その職務の級が職
務の特殊性等により、これと異なる職務の級とする
場合で、あらかじめ市長の承認を得たときは、この
限りでない。

(1) 1級及び2級 1級

(2) 3級及び4級 2級

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

地方公務員
法の改正に
伴う規定の
整備

同上

- (職員の勤務延長に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第3項から第10項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)
 - 3 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料額の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
 - 4 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料額の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする。
 - 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第7条第1項、第8条の3第1項、第17

- 条第3項及び第17条の2第3項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第7条第1項、第8条の3第1項、第12条第2項、第15条第2項、第17条第3項及び第17条の2第3項の規定を適用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。
(小金井市職員の懲戒の手続および効果に関する条例の一部改正)
- 8 小金井市職員の懲戒の手続および効果に関する条例(昭和30年条例第30号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「給料および」を「その発令の日に受ける給料及び」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を当該合計額から減ずるものとする。

議案第49号

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、退職手当の基本額等に係る特例を設けるほか、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第1条の2第2項中「次条」の次に「及び第5条の6」を加え、「及び第9条の5」を「並びに第9条の5」に改める。

第1条の3第1項中「第2条」の次に「、第2条の2」を、「第5条の3」の次に「又は第5条の5」を加え、同条第2項第2号中「その意に反して」を「勸奨を受け又はその意に反して」に改める。

第2条第1項中「退職した者」の次に「（第14条第1項各号に掲げる者を含む。次条第1項において同じ。）」を加え、同条第2項中「その乗じて」を「当該給料月額に43を乗じて」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（給料月額の減額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第2条の2 退職した者の基礎在職期間（第5条の4第2項に規定する基礎在職期間をいう。）のうち規則で定める期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）その他規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続

期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 特定減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第4条を次のように改める。

(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第4条 第1条の3第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者に限る。）及び同項第2号の規定に該当する者（これらの者のうち次項に該当するものを除く。）に対する第2条及び第2条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項	給料月額	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第2条第2項	前項	第4条第1項の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

第2条の2第1項	前条の	第4条第1項の規定により読み替えて適用する前条の
第2条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第4条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第2条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計に、
第2条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第2条の2第2項	前項の	第4条第1項の規定により読み替えて適用する前項の
第2条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第2条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

- 2 第1条の3第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者に限る。）及び同項第2号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第2条及び第2条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項	給料月額	給料月額、退職の日におけるその者の給料月額
--------	------	-----------------------

		にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第2条第2項	前項	第4条第2項の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第2条の2第1項	前条の	第4条第2項の規定により読み替えて適用する前条の
第2条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第4条第2項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第2条の2第1	給料月額に、	給料月額、退職の日におけるその者の給料月額

項第2号		にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
第2条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第2条の2第2項	前項の	第4条第2項の規定により読み替えて適用する前項の
第2条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第2条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

第5条の2を次のように改める。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 第1条の3第2項第1号の規定に該当する者（規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者及び死亡により退職した者を除く。）のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間（第6条第1号から第5号までの規定により計算した在職期間をいう。第4条第2項（同項の表を除く。）において同じ。）が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第2条及び第2条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項	給料月額	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第2条第2項	前項	第5条の2の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第2条の2第1項	前条の	第5条の2の規定により読み替えて適用する前条の
第2条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第5条の2の規定により読み替えて適用する前条第1項

第2条の2 第1項第2 号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第2条の2 第1項第2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第2条の2 第2項	前項の	第5条の2の規定により読み替えて適用する前項の
第2条の2 第2項第1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第2条の2 第2項第2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第5条の4の次に次の2条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例)

第5条の5 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者の前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条の3第1項	次条に	第5条の5の規定により読み替えられた第5条の4第1項に
	同じ。)	同じ。)のそれぞれの期間ごとに、当該期間
	その者の調整額期間の	当該期間の
	合計した点数	合計した点数を計算し、多い方の点数に
第5条の4第1項	として、	として20年前までの期間又は地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた日の前日の属する月の末日を起算日として

(一般の退職手当の額に係る特例)

第5条の6 第1条の3第2項第2号に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の基本給月額は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。第6条第7号中「第10条」を「第5条の6第1項又は第10条」に改め、同条に次の1号を加える。

- (8) 第10条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1号から第5号までの規定により計算した在職期間に1か月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

第10条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規

定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第16条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第1項を付則第1条とし、同条に見出しとして「(適用除外)」を付する。

付則第2項を付則第2条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

付則第3項を付則第3条とする。

付則第4項(見出しを含む。)中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を付則第4条とする。

付則に次の見出し及び5条を加える。

(定年の引上げ等に伴う特例等)

第5条 職員の給与に関する条例付則第3項の規定による職員の給料月額の変更(次条において「給料月額7割措置」という。)は、第2条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第6条 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第2条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由(給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項又は第3項に定める額とする。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

2 第2条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由(給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日(以下この項において「7割措置減額日」という。)における同項の理由を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日(以下この項において「特別特定減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額(当該特別特定減額日以後に給料月額の変更をする条例等が制定された場合にあつては、

同項の規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。)(以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(当該7割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)(以下この条において「7割措置前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前給料月額(当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。)又は7割措置前給料月額のいずれか多い額(以下この条及び付則第8条において「上位減額前給料月額」という。)に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第2条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額(以下この条及び付則第8条において「下位減額前給料月額」という。)に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第2条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合
- (3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が第2条第1項の規定により計算した額で

あるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

3 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 上位減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 43以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 43未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条 当分の間、第4条第2項及び第5条の2の規定の適用については、これらの規定中「定年」とあるのは「定年（小金井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）による改正前の小金井市職員の定年等に関する条例第3条に基づく定年）」とする。

第8条 当分の間、第4条第1項に規定する者に対する付則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第6条第2項第1号	及び上位減額前給料月額	並びに上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	第2条第1項	付則第8条の規定により読み替えて適用する第2条第1項
付則第6条第2項第2号	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

付則第6条第2項第2号ア	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	第2条第1項	付則第8条の規定により読み替えて適用する第2条第1項
付則第6条第2項第2号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
付則第6条第2項第3号	給料月額に、	給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
付則第6条第2項第3号ア	第2条第1項	付則第8条の規定により読み替えて適用する第2条第1項
付則第6条第2項第3号イ	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
付則第6条第3項	前項の	付則第8条の規定により読み替えて適用する前項の
付則第6条第3項第1号	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
付則第6条第3項第2号ア	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
付則第6条第3項第2号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

	額
及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

第9条 当分の間、職員の給与に関する条例付則第5項、第7項又は第8項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条の改正規定(同条第4項に係る部分に限る。)及び付則第4条の改正規定 公布の日

(2) 第10条の改正規定(同条第11項に係る部分に限る。) 令和4年10月1日
(経過措置)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項又は第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第1条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「採用された者」とあるのは「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項又は第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された者」とする。

第3条 新条例第10条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例付則第4条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(新条例第1条に規定する職員のうち退職したものをいう。)であつて新条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が令和4年4月1日以後であるものについて適用する。

第4条 新条例第10条第4項の規定は、付則第1条第1号に掲げる施行の日以後に

同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(支給対象)</p> <p>第1条 本条例による退職手当は、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職又は死亡したときにこれを支給する。ただし、次に掲げる者にはこれを支給しない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第1条の2 省略</p> <p>2 次条及び第5条の6の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の5の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1か月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者が確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第1条の3 退職した者に対する退職手当の額は、第2条、第2条の2、第4条及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の3又は第5条の5の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第1条 本条例による退職手当は、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職又は死亡したときにこれを支給する。ただし、次に掲げる者にはこれを支給しない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第1条の2 省略</p> <p>2 次条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第9条の5の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1か月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者が確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第1条の3 退職した者に対する退職手当の額は、第2条、第4条及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の3の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて</p>	<p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p> <p>規定の整備</p> <p>退職手当の調整額の特別規定の追</p>
<p>(支給対象)</p> <p>第1条 本条例による退職手当は、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職又は死亡したときにこれを支給する。ただし、次に掲げる者にはこれを支給しない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第1条の2 省略</p> <p>2 次条及び第5条の6の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の5の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1か月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者が確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第1条の3 退職した者に対する退職手当の額は、第2条、第2条の2、第4条及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の3又は第5条の5の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第1条 本条例による退職手当は、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職又は死亡したときにこれを支給する。ただし、次に掲げる者にはこれを支給しない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第1条の2 省略</p> <p>2 次条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第9条の5の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1か月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者が確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第1条の3 退職した者に対する退職手当の額は、第2条、第4条及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の3の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて</p>	<p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p> <p>規定の整備</p> <p>退職手当の調整額の特別規定の追</p>

加に伴う規定の整備

得た額とする。
2 退職手当の調整額は、第2条第1項に規定する退職した者のうち、次に掲げる者に支給する。

- (1) 省略
- (2) 法第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、その意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者

規定の整備

同上

(退職手当の基本額)
第2条 退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) } 省略
- ? }
- (6)

2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の日における給料月額に43を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

退職手当の基本額の特例規定の追加

整額」という。)を加えて得た額とする。
2 退職手当の調整額は、第2条第1項に規定する退職した者のうち、次に掲げる者に支給する。

- (1) 省略
- (2) 法第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、勲褒を受け又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者

(退職手当の基本額)

第2条 退職した者(第14条第1項各号に掲げる者を含む。次条第1項において同じ。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) } 省略
- ? }
- (6)

2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の日における給料月額に43を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に43を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(給料月額の減額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第2条の2 退職した者の基礎在職期間(第5条の4第2項に規定する基礎在職期間をいう。)のうち規則で定める期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)その他規則で定める事由以外の理由によりその者

の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該減額日以後に給料月額の改定をすする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

- (1) 4 3 以上 特定減額前給料月額に4 3 を乗じて得た額
 (2) 4 3 未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に4 3 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第4条 第1条の3第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡した者(通勤による災害により死亡した者に限る。)及び同項第2号の規定に該当する者(これらの者のうち次項に該当するものを除く。) に対する第2条及び第2条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2条第1項</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に1 0 0 分の1 0 を乗じて得た額の合計額</u>
<u>第2条第2項</u>	<u>前項</u>	<u>第4条第1項の規定により読み替えて適用する前項</u>
	<u>の給料月額</u>	<u>の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に1 0 0 分の1 0 を乗じて得た額の合計額</u>

(公務上の傷病退職等の場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条 第1条の3第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者及び同項第2号の規定に該当する者に対する第2条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び給料月額に1 0 0 分の1 0 を乗じて得た額の合計額」とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち、第1条の3第2項第2号の規定に該当する者で次の各号のいずれかに該当するものに対する退職手当の基本額が、退職の日におけるその者の基本給料額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条第1項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 1 0 0 分の2 7 0
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 1 0 0 分の3 6 0
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 1 0 0 分の4 5 0
- (4) 勤続期間3年以上の者 1 0 0 分の5 4 0

3 前項の基本給料額は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第1項及び第2項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年以内に退職した場合には、適用しない。

退職手当の
基本額の特
例規定の追
加に伴う規
定の整備

第2条の2第1項	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第2条の2第1項	前条の	第4条第1項の規定により読み替えて適用する前条の規定及び特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第2条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	第4条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第2条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間

		及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第2条の2第2項	前項の	第4条第1項の規定により読み替えて適用する前項の
第2条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第2条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

2. 第1条の3第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（通勤による災害

により死亡した者に限る。) 及び同項第2号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第2条及び第2条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項	給料月額	給料月額、退職の日ににおけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第2条第2項	前項	第4条第2項の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額、退職の日ににおけるその者の給料月額にそ

	<p>の者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</p>	<p>第2条の2第1項</p>
<p>当該給料月額</p>	<p>当該退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</p>	<p>前条の</p>
		<p>第4条第2項の規定により読み替え</p>

第2条の2第1項 第1号	及び特定減額 前給料月額	適用する前条の 並びに特定減額前 給料月額、特定減 額前給料月額にそ の者に係る定年と 退職の日の属する 会計年度の末日の 年齢との差に相当 する年数1年につ き100分の2を 乗じて得た額及び 特定減額前給料月 額に100分の1 0を乗じて得た額 の合計額
前条第1項	第4条第2項の規 定により読み替え て適用する前条第 1項	給料月額、退職の 日におけるその者 の給料月額にその 者に係る定年と退 職の日の属する会 計年度の末日の年 齢との差に相当す る年数1年につき 100分の2を乗 じて得た額及び退
第2条の2第1項 第2号	給料月額に、	給料月額、退職の 日におけるその者 の給料月額にその 者に係る定年と退 職の日の属する会 計年度の末日の年 齢との差に相当す る年数1年につき 100分の2を乗 じて得た額及び退

<p>職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、</p>		<p>職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>第2条の2第1項第2号イ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
<p>第2条の2第2項</p>	<p>前項の</p>	<p>第4条第2項の規定により読み替えて適用する前項の</p>
<p>第2条の2第2項第1号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年</p>

<p>第2条の2第2項 第2号</p>	<p>特定減額前給 料月額</p>	<p>度の末日の年齢と の差に相当する年 数1年につき10 0分の2を乗じて 得た額及び特定減 額前給料月額に1 00分の10を乗 じて得た額の合計 額</p>
<p>第2条の2第2項 第2号</p>	<p>特定減額前給 料月額</p>	<p>特定減額前給料月 額、特定減額前給 料月額にその者に 係る定年と退職の 日の属する会計年 度の末日の年齢と の差に相当する年 数1年につき10 0分の2を乗じて 得た額及び特定減 額前給料月額に1 00分の10を乗 じて得た額の合計 額</p>
<p>及び退職の日 におけるその 者の給料月額</p>	<p>及び退職の日 におけるその者の給 料月額、退職の日 におけるその者の 給料月額にその者 に係る定年と退職 の日の属する会計</p>	<p>並びに退職の日に おけるその者の給 料月額、退職の日 におけるその者の 給料月額にその者 に係る定年と退職 の日の属する会計</p>

年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

例) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特

第5条の2 第1条の3第2項第1号の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者及び死亡により退職した者を除く。)のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間(第6条第1号から第5号までの規定により計算した在职期間をいう。第4条第2項(同項の表を除く。))において同じ。)が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第2条及び第2条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項	給料月額	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢
--------	------	----------------------------------------------------

例) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特

第5条の2 第1条の3第2項第1号に規定する定年に達したことに準ずる理由により退職する者のうち、定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その退職の日の属する会計年度の末日の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第2条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

退職手当の
基本額の追
加に伴う規
定の整備

第2条第2項	前項	との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	前項	第5条の2の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第2条の2第1項	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日に属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	前条の	第5条の2の規定により読み替えて適用する前条の

第2条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第5条の2の規定により読み替えて適用する前条第1項
第2条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第2条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前

		給料月額を基礎として、 前条第1項の規定により 計算した場合の退職 手当の基本額に相当す る額
第2条の2第 2項	前項の	第5条の2の規定によ り読み替えて適用する 前項の
第2条の2第 2項第1号	特定減額前給 料月額	特定減額前給料月額及 び特定減額前給料月額 にその者に係る定年と 退職の日の属する会計 年度の末日の年齢との 差に相当する年数1年 につき100分の2を 乗じて得た額の合計額
第2条の2第 2項第2号	特定減額前給 料月額	特定減額前給料月額及 び特定減額前給料月額 にその者に係る定年と 退職の日の属する会計 年度の末日の年齢との 差に相当する年数1年 につき100分の2を 乗じて得た額の合計額 及び退職の日 におけるその 者の給料月額

	<p>日の属する会計年度の 末日の年齢との差に相 当する年数1年につき 100分の2を乗じて 得た額の合計額</p> <p>(管理監督職務上限年齢による降任をされた後に退職し た者等に係る退職手当の調整額の特例)</p> <p>第5条の5 法第28条の2第1項に規定する他の職への 降任をされた後に退職した者の前2条の規定の適用につ いては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="614 1214 790 2094">第5条の3第1 項</td> <td data-bbox="790 1214 885 2094">第5条の5の規定 により読み替えら れた第5条の4第 1項に</td> <td data-bbox="885 1214 1093 2094">同じ。)のそれぞ れの期間ごとに、 当該期間 当該期間の</td> <td data-bbox="1093 1214 1396 2094">合計した点数を計 算し、多い方の点 数に</td> </tr> <tr> <td data-bbox="614 1214 790 2094">第5条の4第1 項</td> <td data-bbox="790 1214 885 2094">同じ。)</td> <td data-bbox="885 1214 1093 2094">その者の調整額 期間の 合計した点数</td> <td data-bbox="1093 1214 1396 2094">として20年前ま での期間又は地方 公務員法第28条 の2第1項に規定 する他の職への降 任をされた日の前</td> </tr> </table>	第5条の3第1 項	第5条の5の規定 により読み替えら れた第5条の4第 1項に	同じ。)のそれぞ れの期間ごとに、 当該期間 当該期間の	合計した点数を計 算し、多い方の点 数に	第5条の4第1 項	同じ。)	その者の調整額 期間の 合計した点数	として20年前ま での期間又は地方 公務員法第28条 の2第1項に規定 する他の職への降 任をされた日の前
第5条の3第1 項	第5条の5の規定 により読み替えら れた第5条の4第 1項に	同じ。)のそれぞ れの期間ごとに、 当該期間 当該期間の	合計した点数を計 算し、多い方の点 数に							
第5条の4第1 項	同じ。)	その者の調整額 期間の 合計した点数	として20年前ま での期間又は地方 公務員法第28条 の2第1項に規定 する他の職への降 任をされた日の前							

管理監督職務上限年齢に伴う退職手当の調整額の特例規定の整備

日の属する月の末日を起算日として

(一般の退職手当の額に係る特例)

第5条の6 第1条の3第2項第2号に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2. 前項の基本給月額は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間は、次の方法によつてこれを計算する。

- (1) } 省略
- (6) }

(7) 前号の規定は、第5条の6第1項又は第10条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。

(8) 第10条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1号から第5号までの規定により計算した在职期間に1か月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(失業者の退職手当)

一般の退職手当の額の特例に係る規定の追加

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間は、次の方法によつてこれを計算する。

- (1) } 省略
- (6) }

(7) 前号の規定は、第10条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。

規定の整備

端数処理に係る規定の追加

(失業者の退職手当)

第10条 省略

2 省略

3 省略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間」と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までその期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5 } 省略

10 }

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもの

第10条 省略

2 省略

3 省略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間」と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までその期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5 } 省略

10 }

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもの

雇用保険法の改正に伴う規定の整備

のほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

- (1) } 省略
- (4) }

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

- (6) 省略
- 1 2 } 省略
- 1 7 }

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項の事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を

のほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

- (1) } 省略
- (4) }

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

- (6) 省略
- 1 2 } 省略
- 1 7 }

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項の事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を

職業安定法の改正に伴う引用訂正

勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるとき。

2 }
? }
6

省略

（退職をした者の退職手当の返納）

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出され

勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるとき。

2 }
? }
6

省略

（退職をした者の退職手当の返納）

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算

地方公務員
法の改正に
伴う規定の
整備
同上

規定の整備

る金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員）に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるとき。

2 } 省略
6

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額を支払った者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までに

出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員）に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるとき。

2 } 省略
6

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額を支払った者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同

地方公務員
法の改正に
伴う規定の
整備
同上

規定の整備

当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた

した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた

場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく

場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当

規定の整備

同上

地方公務員法の改正に伴う規定の

死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職行為に関する定年前再任短期勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

6 } 省略
7 }
8 }

付 則
(適用除外)

第1条 省略

(施行期日)

第2条 省略

(平成24年3月31日に退職する定年退職者等に係る退職手当の調整額の特例)

第3条 省略

(令和7年3月31日以前に退職した職員の特例)

第4条 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関する再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 } 省略
7 }
8 }

付 則

1 省略

2 省略

(平成24年3月31日に退職する定年退職者等に係る退職手当の調整額の特例)

3 省略

(令和4年3月31日以前に退職した職員の特例)

4 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要

整備及び規定の整備

見出しの追加及び条建てへの変更
同上

条建てへの変更
雇用保険法の改正に伴う規定の整備及び条建てへの変更

な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」
とする。

（定年の引上げ等に伴う特例等）

第5条 職員の給与に関する条例付則第3項の規定による職員の給料月額額の改定（次条において「給料月額7割措置」という。）は、第2条の2第1項に規定する給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

第6条 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第2条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項又は第3項に定める額とする。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

2 第2条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由

職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

定年の引上げ等に伴う特例等の追加

同上

(給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日(以下この項において「7割措置減額日」という。))における同項の理由を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日(以下この項において「特別特定減額日」という。))の前日におけるその者の給料月額(当該特別特定減額日以後に給料月額の改定をする条列等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。)(以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(当該7割措置減額日以後に給料月額の改定をする条列等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)(以下この条において「7割措置前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前給料月額(当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。)又は7割措置前給料月額のいずれが多い額(以下この条及び付則第8条

において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第2条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この条及び付則第8条において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第2条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に對する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に對する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第2条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に對する割合

イ 前号に掲げる額の低位減額前給料月額に對する割合

3 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 4 3以上 上位減額前給料月額に4 3を乗じて得た額

(2) 4 3未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 4 3以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に4 3から当該割合を控除して得た額の合計額

イ 4 3未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に4 3から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条 当分の間、第4条第2項及び第5条の2の規定の適用については、これらの規定中「定年」とあるのは「定年（小金井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）による改正前的小金井市職員の定年等に関する条例第3条に基づく定年）」とする。

第8条 当分の間、第4条第1項に規定する者に対する付則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第6条第2項第1号	及び上位減額前給料月額	並びに上位減額前給料月額及び当該上位減額前
-------------	-------------	-----------------------

定年の引上げ等に伴う特例等の追加
同上

	第2条第1項	給料月額に10分の10を乗じて得た額の合計額
付則第6条第2項第2号	及び下位減額前給料月額	付則第8条の規定により読み替えて適用する第2条第1項並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に10分の10を乗じて得た額の合計額
付則第6条第2項第2号ア	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に10分の10を乗じて得た額の合計額
	第2条第1項	付則第8条の規定により読み替えて適用する第2条第1項
付則第6条第2項第2号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額

付則第6条第2項第3号	給料月額に、	額に100分の10を乗じて得た額の合計額
付則第6条第2項第3号ア	第2条第1項	給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
付則第6条第2項第3号イ	下位減額前給料月額	付則第8条の規定により読み替えて適用する第2条第1項
付則第6条第3項	前項の	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
付則第6条第3項第1号	上位減額前給料月額	付則第8条の規定により読み替えて適用する前項の
付則第6条第3項	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
付則第6条第3項	上位減額前給料月額	上位減額前給料

項第2号ア	月額	月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
付則第6条第3項第2号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額

第9条 当分の間、職員の給与に関する条例付則第5項、第7項又は第8項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第10条の改正規定(同条第4項に係る部分に限る。)及び付則第4条の改正規定 公布の日
- (2) 第10条の改正規定(同条第11項に係る部分に限る。) 令和4年10月1日

(経過措置)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項又は第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第1条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「採用された者」とあるのは「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項又は第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された者」とする。

第3条 新条例第10条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例付則第4条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(新条例第1条に規定する職

員のうち退職したものをいう。)であって新条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が令和4年4月1日以後であるものについて適用する。

第4条 新条例第10条第4項の規定は、付則第1条第1号に掲げる施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第50号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市職員の再任用に関する条例の廃止)

第1条 小金井市職員の再任用に関する条例（平成14年条例第13号）は、廃止する。

(小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第8条第5項、第12条の3第3項及び第15条の2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成24年条例第40号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う特例)

2 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間における地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対する第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職

員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）とする。

（小金井市職員互助会に関する条例の一部改正）

第6条 小金井市職員互助会に関する条例（昭和38年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および第43条」を削り、「共済および」を「共済及び」に改める。

第2条中「（法第28条の4第1項の規定により採用する職員を除く。）および」を「及び」に、「認める者をもって」を「認めるものをもって」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（令和5年度から令和13年度までの特例）

2 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「小金井市職員定数条例（昭和33年条例第17号）に定める職員」とあるのは「小金井市職員定数条例（昭和33年条例第17号）に定める職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第3条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第8条に規定する短時間

勤務の職を占める職員とみなす。

(公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項又は第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員は、第4条の規定による改正後の公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなす。

(小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第7条の規定による改正後の小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(1 週間の正規の勤務時間)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第22条の4第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(週休日及び正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日）とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 省略</p>	<p>(1 週間の正規の勤務時間)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(週休日及び正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 省略</p>	<p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

2 } 省略
3 }
4 }

5 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する前各項の規定は、別に任命権者が定める。

(夏季休暇)

第12条の3 省略

2 省略

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の夏季休暇は、その者の勤務時間等を考慮し4日以内で任命権者が別に定める。

(非常勤職員及び臨時職員の勤務時間、休日、休暇等)

第15条の2 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

付 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時

2 } 省略
3 }
4 }

5 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する前各項の規定は、別に任命権者が定める。

(夏季休暇)

第12条の3 省略

2 省略

3 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の夏季休暇は、その者の勤務時間等を考慮し4日以内で任命権者が別に定める。

(非常勤職員及び臨時職員の勤務時間、休日、休暇等)

第15条の2 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

地方公務員法の改正に伴う規定の整備

同上

同上

間勤務職員とみなす。

3

省略

5

職員の育児休業等に関する条例（第3条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された短時間勤務の職員を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く。）とする。</p> <p>付 則（抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 省略 （職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第3条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第8条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。</p> <p>4 省略 5 省略</p>	<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職員を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く。）とする。</p>	<p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p>

公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例（第4条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(職員の派遣) 第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2) 省略 (3) 省略 3 省略</p> <p>付 則（抄） (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 2 省略 3 省略</p> <p>(公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項又は第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員は、第4条の規定による改正後の公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなす。</p>	<p>(職員の派遣) 第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくはは第2項の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2) 省略 (3) 省略 3 省略</p>	<p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第5条関係）

備考	現行条例	改正条例
<p>見出しの追加 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う特例の新設</p>	<p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う特例) 2 <u>令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間における地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対する第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。</u> 付 則（抄） (施行期日) 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 2 } 5 } 省略</p>

小金井市職員互助会に関する条例（第6条関係）

備考	現行条例	改正条例
<p>用語の整備</p> <p>再任用制度の廃止及び用語の整備</p> <p>見出しの追加 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う特例の新設</p>	<p>第1条 小金井市は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第42条および第43条に基づき職員相互の共済および福利の増進を目的として、小金井市職員互助会（以下「互助会」という。）を設置する。</u></p> <p>第2条 互助会は、<u>常勤の特別職の職員、小金井市職員定数条例（昭和33年条例第17号）に定める職員（法第28条の4第1項の規定により採用する職員を除く。）およびこれらに準ずる者で市長が特に認める者をもつて組織する。</u></p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条 小金井市は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第42条に基づき職員相互の共済及び福利の増進を目的として、小金井市職員互助会（以下「互助会」という。）を設置する。</u></p> <p>第2条 互助会は、<u>常勤の特別職の職員、小金井市職員定数条例（昭和33年条例第17号）に定める職員及びこれらに準ずる者で市長が特に認めるものをもつて組織する。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>（令和5年度から令和13年度までの特例）</u></p> <p>2 <u>令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「小金井市職員定数条例（昭和33年条例第17号）に定める職員」とあるのは「<u>小金井市職員定数条例（昭和33年条例第17号）に定める職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）</u>」とする。</u></p> <p>付 則（抄）</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 } 省略</p> <p>5 }</p>

小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第7条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員、小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) } 省略 { (11)</p> <p>付 則（抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 } 省略 { 4</p> <p>（小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>5 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第7条の規定による改正後の小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員、小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) } 省略 { (11)</p>	<p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p>

議案第51号

令和4年9月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

令和4年9月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例を別紙のように制定する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

新型コロナウイルスワクチンの取扱いについて事務執行上の適切さを欠いたことに対して、市政執行の最高責任者としての責任を明確にするため、本案を提出するものであります。

令和4年9月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 市長の給料の額は、特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)

第2条第1項の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(市長の給料)

第2条 市長の令和4年9月の給料月額は、868,500円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。

議案第 5 2 号

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例

小金井市立保育園条例の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

新たな保育業務の総合的な見直し方針に基づき、小金井市立保育園 2 園を段階的に縮小した後に廃園するため、本案を提出するものであります。

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例

小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考

- この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員）
- この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6

年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第1によるものとする。

(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

3 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第2によるものとする。

(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

4 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第3によるものとする。

(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

5 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第4によるものとする。

(令和9年4月1日から令和10年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

6 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第5によるものとする。

付則別表第1

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	14人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市	小金井市貫井	0人	14人	18人	24人	24人	24人

立さくら 保育園	北町三丁目3 0番6号						
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考

- この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第2

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	0人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立けやき	小金井市梶野 町一丁目2番	15人	20人	24人	27人	27人	27人

保育園	3号						
-----	----	--	--	--	--	--	--

備考

- この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第3

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	24人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	0人	0人	24人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考

- この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0

歳の児童をいう。

2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。

3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第4

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考

1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。

2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。

3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の

初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第5

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	0人	0人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	0人	0人	0人	0人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例				備考
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)				保育園の廃止に伴う定員の変更
名称	位置	名称	位置	定員		
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目1番12号	小金井市立くりのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	113人		
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目1番12号	112人		
小金井市立やき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	114人		
		小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目30番6号	113人		
		小金井市立やき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	140人		
0歳定員	10人	0歳定員	10人			
1歳定員	12人	1歳定員	12人			
2歳定員	18人	2歳定員	18人			
3歳定員	24人	3歳定員	24人			
4歳定員	24人	4歳定員	24人			
5歳定員	24人	5歳定員	24人			
名称	位置	名称	位置			
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目1番12号	小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号			
小金井市立やき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	小金井市立やき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号			

備考

- この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日(同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日)における年齢が0歳の児童をいう。
- この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童を

いう。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)
- 2 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間ににおける保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第1によるものとする。
(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)
- 3 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間ににおける保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第2によるものとする。
(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)
- 4 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間ににおける保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第3によるものとする。
(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)
- 5 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間ににおける保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第4によるものとする。
(令和9年4月1日から令和10年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)
- 6 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間ににおける保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第5によるものとする。

付則別表第1

名称	位置	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
		定員	定員	定員	定員	定員	定員

小金井市立くりのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	0人	14人	18人	24人	24人	24人	24人
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人	24人
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	9人	14人	18人	20人	26人	27人	27人
小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目30番6号	0人	14人	18人	24人	24人	24人	24人
小金井市立けやき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人	27人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日に

おける年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う
 う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童を
 いう。

付則別表第2

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井 市立く りのみ 保育園	小金井 市東町 三丁目 1番1 6号	0人	0人	18人	24人	24人	24人
小金井 市立わ かたけ 保育園	小金井 市前原 町三丁 目11 番12 号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井 市立小 金井保 育園	小金井 市本町 五丁目 6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井 市立さ くら保 育園	小金井 市貫井 北町三 丁目3 0番6 号	0人	0人	18人	24人	24人	24人
小金井 市立け やき保 育園	小金井 市梶野 町一丁 目2番	15人	20人	24人	27人	27人	27人

		3号								
備考・・・省略										
付則別表第3										
名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員			
小金井市立くりのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	0人	0人	0人	24人	24人	24人			
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人			
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	9人	14人	18人	20人	26人	27人			
小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目30番6号	0人	0人	0人	24人	24人	24人			
小金井市立けやき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人			

備考・・・省略

付則別表第4

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市立くりのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目30番6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市立けやき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考・・・省略

付則別表第5

名称	位置	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
----	----	----	----	----	----	----	----

小金井市立くりのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	24人
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人	24人	24人
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	9人	14人	18人	20人	26人	27人	27人	27人
小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目3番0号	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	24人
小金井市立けやき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人	27人	27人

備考・・・省略

議案第522号資料2

小金井市立保育園条例の一部改正に伴う定員変更数の内訳

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
小金井市立くりのみ保育園							
現行	9人	14人	18人	24人	24人	24人	113人
R5.4.1	0人	14人	18人	24人	24人	24人	104人
R6.4.1	0人	0人	18人	24人	24人	24人	90人
R7.4.1	0人	0人	0人	24人	24人	24人	72人
R8.4.1	0人	0人	0人	0人	24人	24人	48人
R9.4.1	0人	0人	0人	0人	0人	24人	24人
R10.4.1	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
小金井市立さくら保育園							
現行	9人	14人	18人	24人	24人	24人	113人
R5.4.1	0人	14人	18人	24人	24人	24人	104人
R6.4.1	0人	0人	18人	24人	24人	24人	90人
R7.4.1	0人	0人	0人	24人	24人	24人	72人
R8.4.1	0人	0人	0人	0人	24人	24人	48人
R9.4.1	0人	0人	0人	0人	0人	24人	24人
R10.4.1	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

議案第53号

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び小金井市義務教育就学
児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び小金井市義務教育就学児の医療費
の助成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

児童手当法施行規則の改正を踏まえ、受給者の申請事項に係る変更の届出義務を見
直すため、本案を提出するものであります。

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び小金井市義務教育就学
児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第18号）の一
部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市が管理する公簿等により、届け出られるべき書類の内容を確認する
ことができるときは、これを省略することができる。

(小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第1
7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市が管理する公簿等により、届け出られるべき書類の内容を確認する
ことができるときは、これを省略することができる。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第53号資料

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新
旧対照表

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(届出義務)</p> <p>第8条 対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならぬ。ただし、市が管理する公簿等により、届け出らるべき書類の内容を確認することができるときは、これを省略することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和4年10月1日から施行する。</p>	<p>(届出義務)</p> <p>第8条 対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>届出を省略できる場合の規定の追加</p>

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(届出義務)</p> <p>第9条 対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならぬ。ただし、市が管理する公簿等により、届け出らるべき書類の内容を確認することができるときは、これを省略することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(届出義務)</p> <p>第9条 対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>届出を省略できる場合の規定の追加</p>

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 5 4 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のように認定する。

調 書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
838	市道第 838 号線	東町二丁目 87 番 9 地先	東町二丁目 87 番 19 地先
839	市道第 839 号線	梶野町二丁目 216 番 19 地先	梶野町二丁目 216 番 10 地先

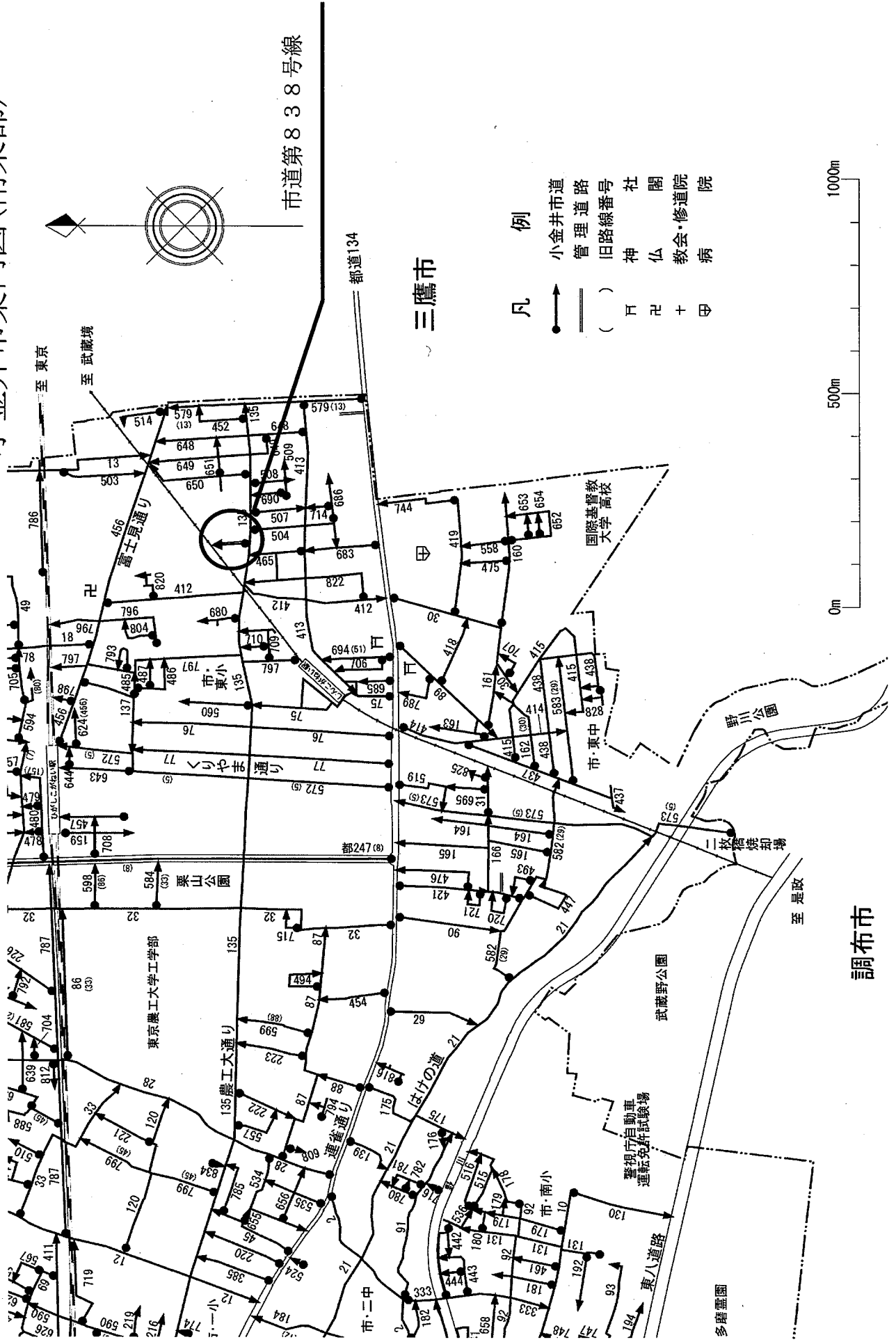
令和 4 年 9 月 1 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

（提案理由）

当該道路は、都市計画法第 2 9 条第 1 項に規定する開発行為の許可を受け築造、移管された道路であり、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

議案第54号資料1
小金井市案内図(南東部)



- 凡例
- 小金井市道
 - 管理道路
 - () 旧路線番号
 - ⊕ 神社
 - ⊙ 仏閣
 - ⊚ 教会・修道院
 - ⊛ 病院

0m 500m 1000m

調布市

至是政

市道第838号線

都道134

三鷹市

多磨霊園

武蔵野公園

警視庁自動車
運転免許試験場

聖徳大学

市・東中

国際基督教
大学

基督教
高校

市・南小

市・東小

栗山公園

東京農工大学工学部

135農工大通り

都道134

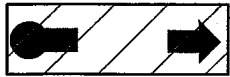
都道134

至 東京

至 武蔵野

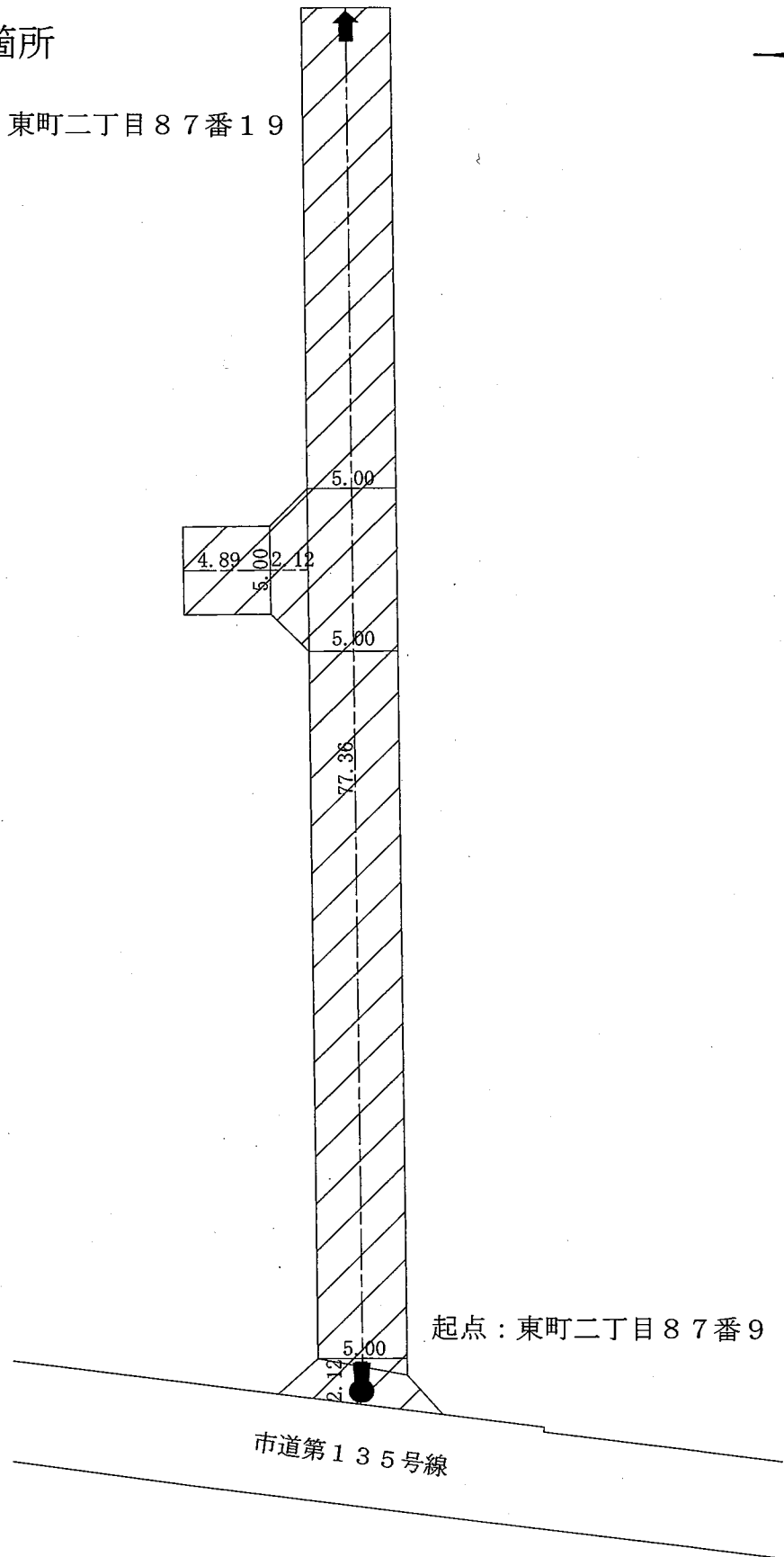
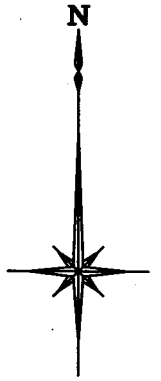
市道路線認定見取図

凡 例



認定路線箇所

終点：東町二丁目 8 7 番 1 9

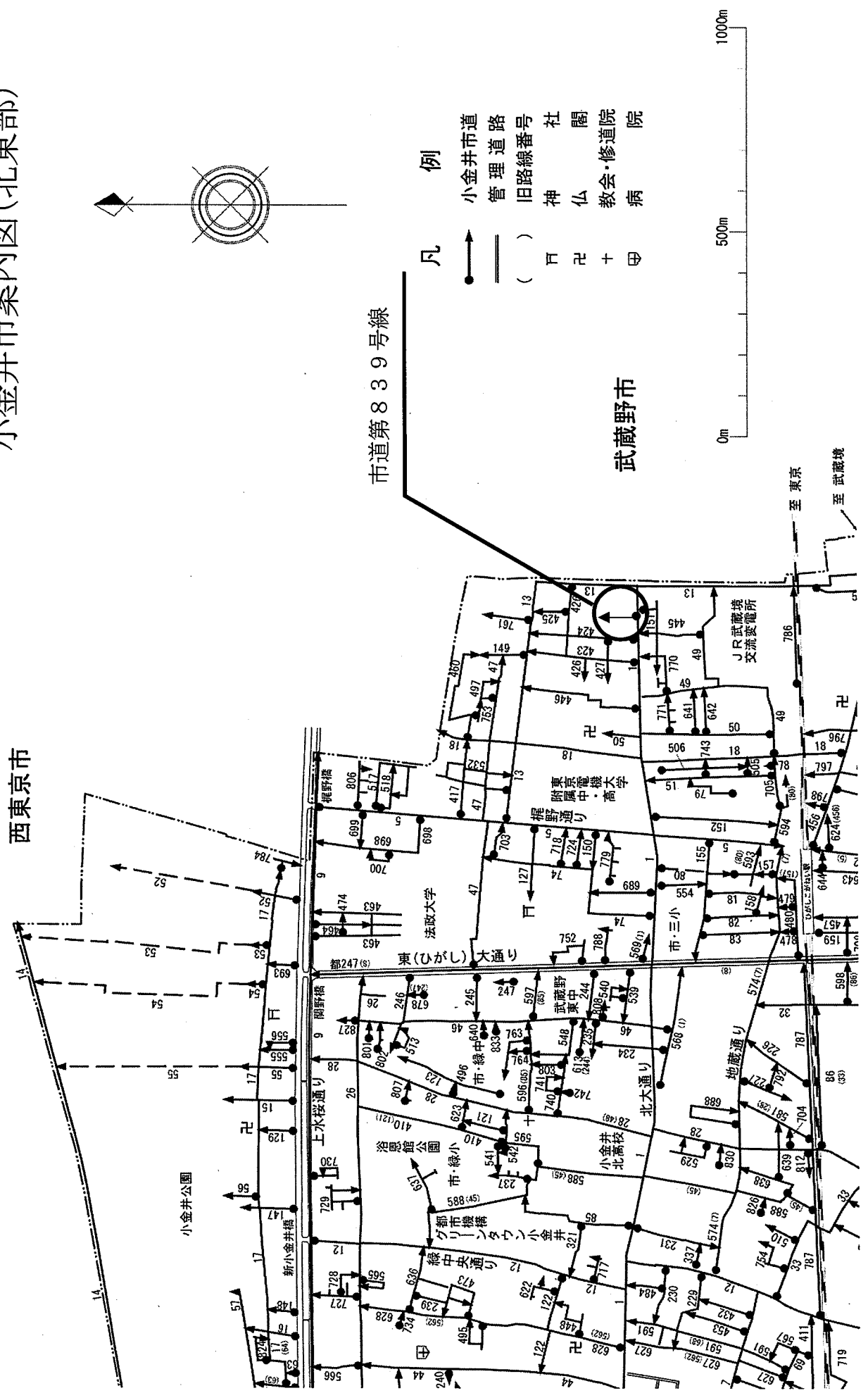


市道第 8 3 8 号線

幅員 5. 0 0 m

延長 8 6. 4 9 m

議案第54号資料3
小金井市案内図(北東部)



- 凡 例
- 小金井市道
 - 管理道路
 - () 旧路線番号
 - 卍 神社
 - 卍 仏閣
 - 卍 教会・修道院
 - 卍 病院

市道第839号線

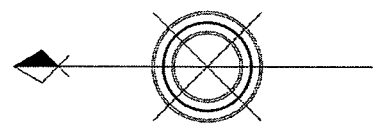
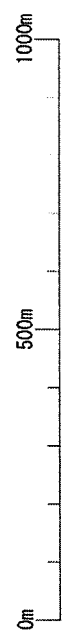
武蔵野市

西東京市

小金井公園

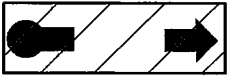
至東京

至武蔵境



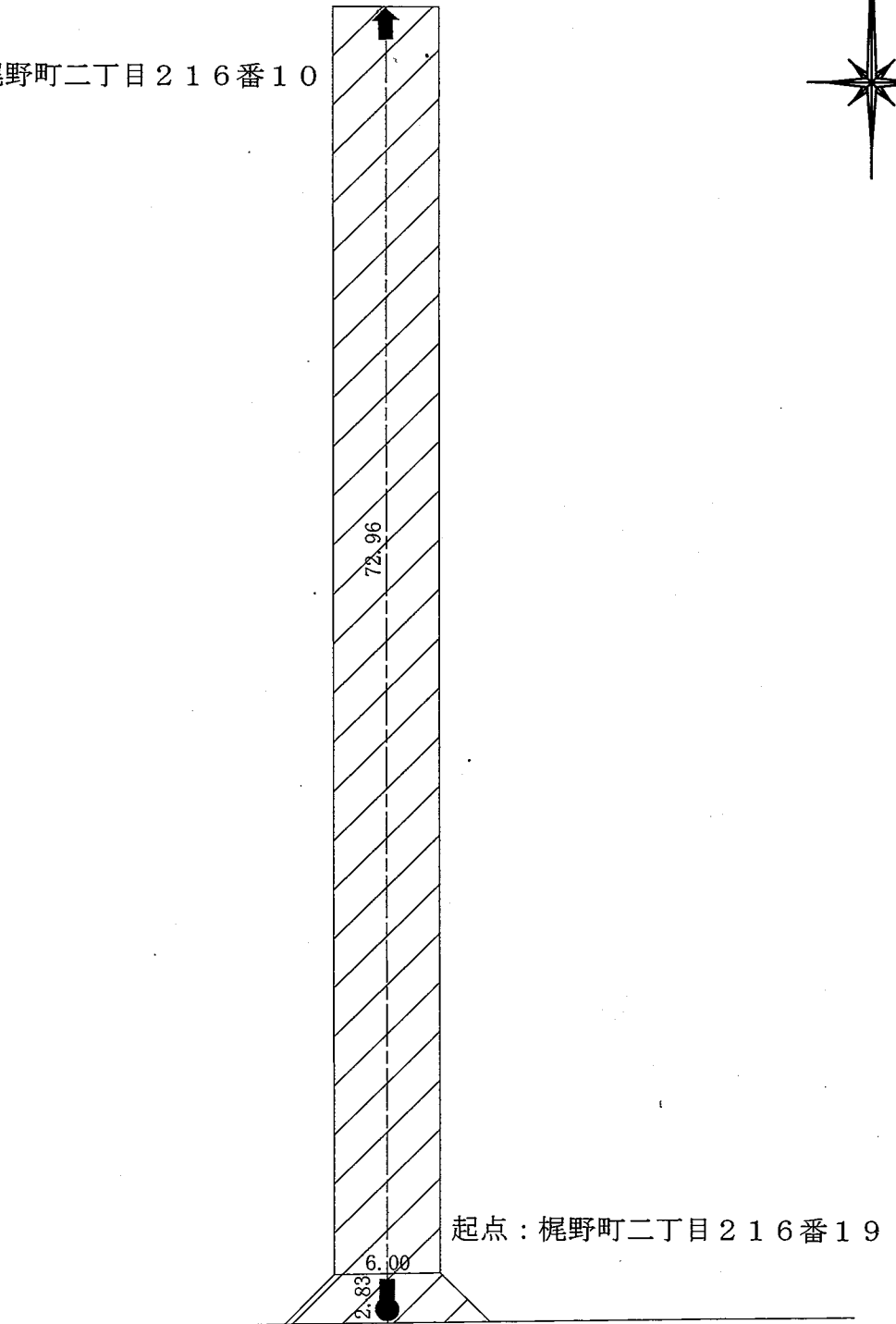
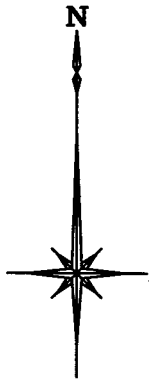
市道路線認定見取図

凡 例



認定路線箇所

終点：梶野町二丁目 2 1 6 番 1 0



市道第 8 3 9 号線
幅員 6. 0 0 m
延長 7 5. 7 9 m

市道第 1 号線

議案第 55 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のように変更する。

調 書

整理 番号	新旧別	路 線 名	起 点
			終 点
663	新	市道第 663 号線	前原町三丁目 1614 番 74 地先
			前原町三丁目 1622 番 7 地先
	旧	市道第 663 号線	前原町三丁目 1614 番 29 地先
			前原町三丁目 1622 番 7 地先

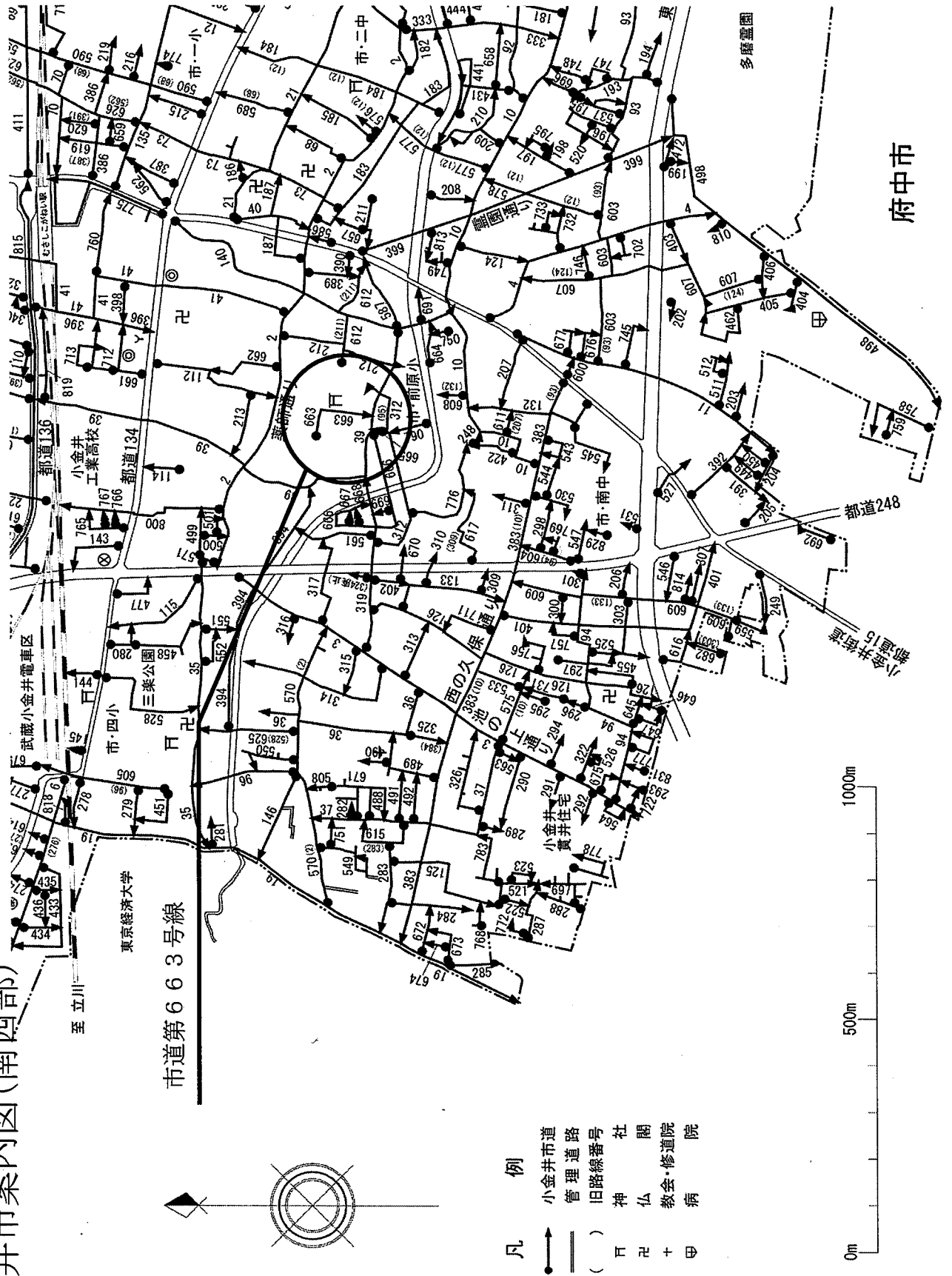
令和 4 年 9 月 1 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

（提案理由）

当該道路は、道路管理上、起点を変更する必要があるため、道路法第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものがあります。

議案第55号資料1
小金井市案内図(南西部)



- 凡 例
- 小金井市道
 - 管理道路
 - () 旧路線番号
 - 卍 神社
 - 卍 仏教
 - 卍 教会・修道院
 - 卍 病院

0m 500m 1000m

府中市

多摩霊園

東京経済大学

市道第663号線

武蔵小金井電車区

小金井工業高校

都道136号線

至立川

議案第56号

湖南衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び湖南衛生組合同規約
の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年4月1日から、湖南衛生組合に立川市及び国分寺市を加入させ、湖南衛生組合同規約を別紙のとおり変更する。

令和4年9月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

（提案理由）

湖南衛生組合に立川市及び国分寺市を加え、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものであります。

湖南衛生組合規約の一部を変更する規約

湖南衛生組合規約（昭和36年6月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条中「組合は」の次に「、立川市」を、「小平市」の次に「、国分寺市」を加える。

第5条第2項中「10人」を「14人」に改める。

第9条第1項中「4人」を「6人」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

湖南衛生組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正規約	現行規約	備考
<p>(組合を組織する地方公共団体) 第3条 この組合は、<u>立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市及び武蔵村山市</u> (以下「関係市」という。) をもって組織する。 (議会の組織) 第5条 省略 2 組合議会議員 (以下「議員」という。) の定数は、<u>14</u>人とし、関係市から各2人を選出する。 (執行機関の組織) 第9条 この組合に管理者1人、副管理者<u>6人</u>及び監査委員2人を置く。 2 省略</p> <p>附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体) 第3条 この組合は、<u>武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市及び武蔵村山市</u> (以下「関係市」という。) をもって組織する。 (議会の組織) 第5条 省略 2 組合議会議員 (以下「議員」という。) の定数は、<u>10</u>人とし、関係市から各2人を選出する。 (執行機関の組織) 第9条 この組合に管理者1人、副管理者<u>4人</u>及び監査委員2人を置く。 2 省略</p>	<p>地方公共団体の数の増加 議員定数の増加 副管理者の人数の増加</p>

令和4年 第3回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和4年 5月 1日から
令和4年 7月 31日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約件名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	2914-0	令和4年6月17日	小金井市立本町小学校校屋上防水等 改修等工事 関建設工業(株)	57,640,000	令和4年6月20日から 令和4年10月31日まで	(1) 建築工事(屋上防水改修、西側屋上フエンス改修、 鉄骨階段改修、4階教室内装改修、1階図書室・多目的 室内装改修、各教室カーテン設置) (2) 機械設備工事(トイレ洋便器化改修) (3) 電気設備工事(教室改修に伴う照明・コンセント改 修、受変電設備改修)	制限付一般競 争入札(総合 評価方式)4 者	30
2	3162-0	令和4年6月24日	小金井市立東小学校トイレ改修工 事 ムサシノアロー(株)	23,430,000	令和4年6月27日から 令和4年9月30日まで	和便器の洋便器化改修(32基) 小便器改修(10基)	制限付一般競 争入札1者	20
3	3344-0	令和4年7月1日	小金井市総合体育館大規模改修工 事(第3期) 関建設工業(株)	125,510,000	令和4年7月4日から 令和5年3月17日まで	小体育室・幼児体育室天井及び照明LED化改修 会議室空調設備改修 分電盤改修 放送設備改修 I T V機器改修 ファン更新等の換気設備改修	制限付一般競 争入札(総合 評価方式)4 者	5

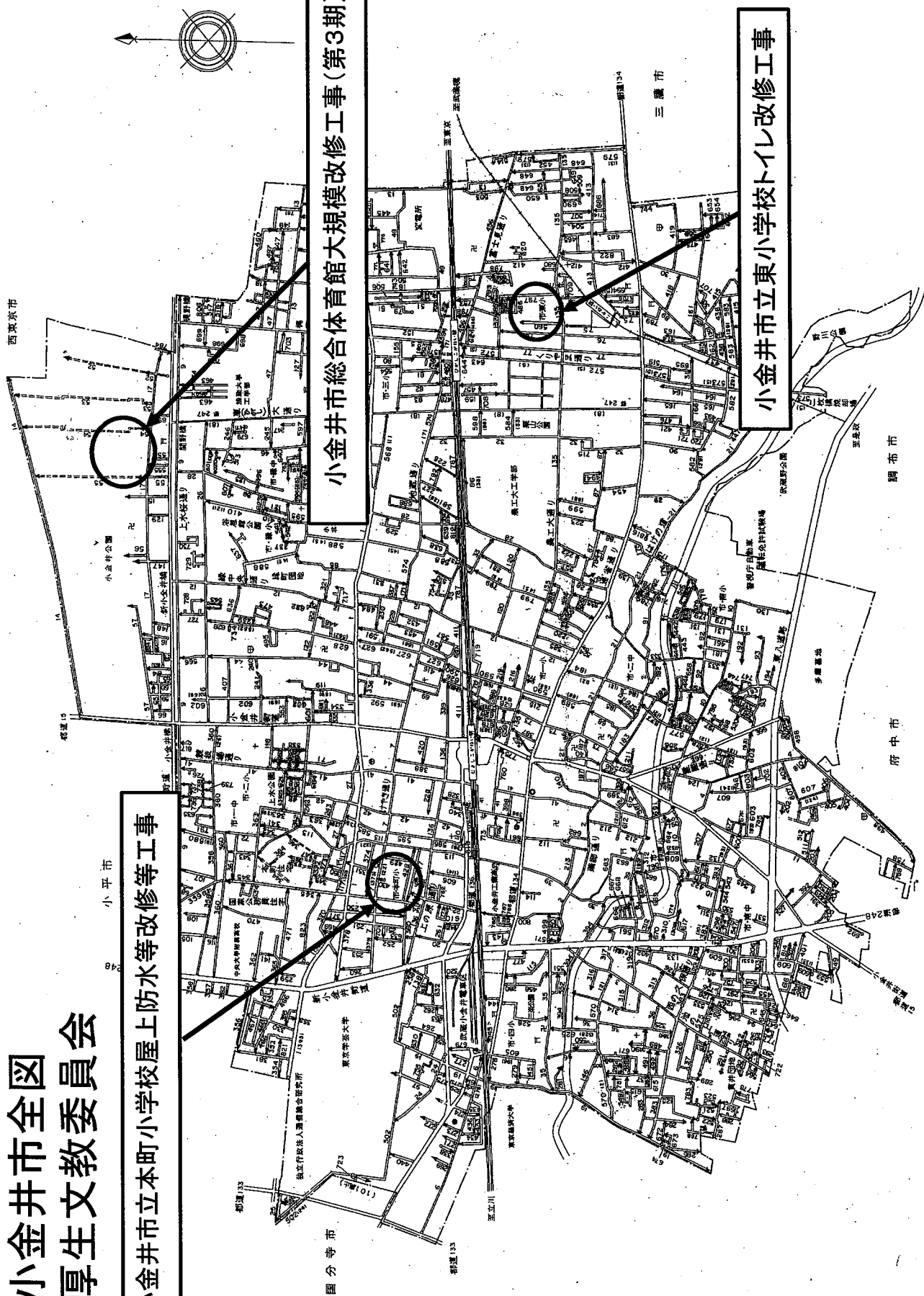
進捗率は、令和4年8月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会

小金井市立本町小学校校屋上防水等改修等工事

小金井市総合体育館大規模改修工事(第3期)

小金井市立東小学校トイレ改修工事



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和4年 5月 1日から
令和4年 7月 31日まで

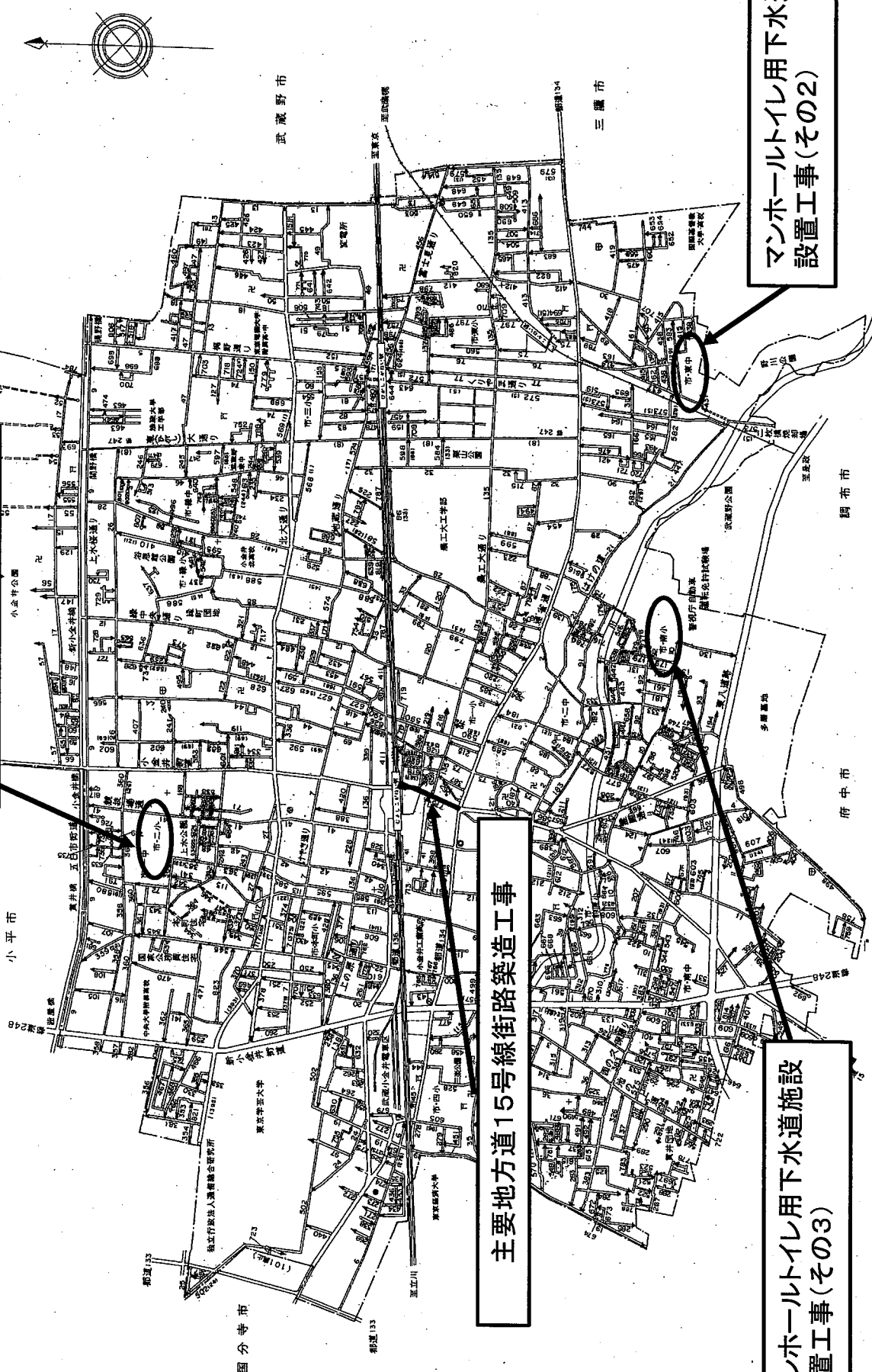
建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約件名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	1660-0	令和4年5月13日	マンホールトイレ用下水道施設 置工事(その1) 鴨下設備工業(株)	14,773,000	令和4年5月16日から 令和4年9月30日まで	マンホールトイレ設置 10基	指名競争入札 8者	30
2	1955-0	令和4年5月20日	マンホールトイレ用下水道施設 置工事(その2) 金澤建設(株)	11,275,000	令和4年5月23日から 令和4年9月30日まで	マンホールトイレ設置 10基	指名競争入札 8者	20
3	2280-0	令和4年5月27日	マンホールトイレ用下水道施設 置工事(その3) 関建設工業(株)	12,760,000	令和4年5月30日から 令和4年9月30日まで	マンホールトイレ設置 10基	指名競争入札 8者	10
4	3981-0	令和4年7月22日	主要地方道15号線街路築造工事 関建設工業(株)	41,206,000	令和4年7月25日から 令和5年2月10日まで	街路築造工事 施工延長 歩道インタローロッキングブロック舗装工 車道インタローロッキングブロック舗装工 視覚障害者誘導用標示ブロック工 植樹工 L=253.8m A=734㎡ A=121㎡ A=91.5㎡ N=12本	制限付一般競争入札(総合評価方式) 2者	5

進捗率は、令和4年8月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

マンホールトイレ用下水道施設
設置工事(その1)



主要地方道15号線街路築造工事

マンホールトイレ用下水道施設
設置工事(その3)

マンホールトイレ用下水道施設
設置工事(その2)